

監査結果公表第17 - 17号

平成14年度包括外部監査結果に基づく第5回措置の通知、平成15年度包括外部監査結果に基づく第3回措置の通知、及び平成16年度包括外部監査結果に基づく第1回措置の通知の公表について

平成17年9月7日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	三 宅 博
同	田 中 久 夫

記

1 措置の通知

平成14年度包括外部監査結果に基づく第5回措置の通知、平成15年度包括外部監査結果に基づく第3回措置の通知、及び平成16年度包括外部監査結果に基づく第1回措置の通知

平成17年8月24日 企地第90号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話 0729 - 24 - 3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

企 地 第 90 号
平成17年8月24日

八尾市監査委員	西浦 昭夫	様
同	北山 諒一	様
同	三宅 博	様
同	田中 久夫	様

八尾市長 仲村 晃義

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月21日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成14年度包括外部監査について

・監査の対象

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について

○平成15年度包括外部監査について

・監査の対象

補助金の財務事務の執行について

○平成16年度包括外部監査について

・監査の対象

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

・平成14年度包括外部監査についての改善措置等の内容

(1)財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H17.7.21までの措置の内容と改善の方針	H17.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	減価償却資産に関する費用処理の方法について	固定資産は取得年度に取得額相当額の圧縮引当金を負債計上し、減価償却は未実施である。又、貸借対照表上の固定資産簿価額が不適正である。	適正化に向け、改善方針を検討しています。	適正化に向け、改善方針を検討しています。
2	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引当金として計上する必要がある。	改善方針を検討しています。	改善方針を検討しています。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	業者への委託契約事務について	契約方法の入札形態への見直し、随意契約の場合は複数業者からの見積書を入手し、伺書に随意契約である理由を明記する必要がある。又、清協公社は八尾市契約条例に準拠した契約規程を定めることを検討する必要がある。	契約方法の入札形態への見直しを図りました。なお、契約規程は平成16年度中に制定し、平成17年度から実施しています。	契約方法の入札形態への見直しを図りました。なお、契約規程は平成16年度中に制定し、平成17年度から実施します。
2	再任用制度について	清協公社における再任用制度対象者の任用期限は、八尾市の職員の制度より引き上げていることになっている状況であり、再検討する必要がある。	再任用については、労使の問題に関わることであり、十分協議の上で解決されていくべきものと考えており、八尾市清協公社将来計画策定検討委員会でも制度の検討をしています。	再任用については、労使の問題に関わることであり、十分協議の上で解決されていくべきものと考えており、八尾市清協公社将来計画策定検討委員会でも制度の検討をしています。
3	消費税等の処理について	消費税の処理について、収益は税込処理、費用は税抜処理であり、統一されていない。	統一的な処理を行うべく検討しています。	統一的な処理を行うべく検討しています。
4	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	平成14年度から契約書において実費精算を明確にしました。又、退職給与引当金繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、現在、改善方針を検討しています。	平成14年度から契約書において実費精算を明確にしました。又、退職給与引当金繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、現在、改善方針を検討しています。
5	清協公社の今後のあり方について ア)し尿収集業務のコストの適正化と継続的削減について	し尿収集等業務は業務量測定の結果をもって適正な委託料を算定し、当該金額までを計画的に削減していく必要がある。	欠員不補充については、既に実施済ですが、更に将来余剰人員の問題等について、八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で検討してまいります。	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で検討しています。

6	清協公社の今後のあり方について イ)し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	既に、一部業務委託を廃止しているが、更に職員数の削減に応じて段階的に廃止を検討してまいります。	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で検討しています。
7	清協公社の今後のあり方について ウ)縮小スキームの早期確立について	清協公社を廃止に向け縮小していくため、早期退職優遇制度の創設、技能訓練・資格取得支援制度の創設、人件費抑制を目的としたワークシェアリングの採用等の縮小スキームを描く必要がある。	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で検討しています。	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で検討しています。
8	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	公益法人会計基準で求められている注記(重要な会計方針、基本財産、次期繰越収支差額、資産及び負債の増減額等)を記載する必要がある。	公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。	公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。
9	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	① 会計基準に準拠した収支計算書、正味財産増減計算書の作成が必要。また、清協公社の会計規程第60条の改訂が必要。②会計基準に準拠した貸借対照表「正味財産の部」の表示が必要。③会計基準に基づき基本財産勘定を別掲する必要がある。④営業権償却費の別掲が必要である。	公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。	公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。
10	情報公開状況について	出資法人の寄附行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。	寄附行為及び事業報告書は、既に八尾市のホームページに掲載していますが、指摘の計算書類等については、17年度から掲載済みです。	寄附行為及び事業報告書は、既に八尾市のホームページに掲載していますが、指摘の計算書類等についても本年度内に掲載する予定です。
11	事業報告書の記載内容について	日本公認会計士協会「公益法人における事業報告書の記載例について」を参考にして事業報告書を作成し、八尾市民へ適切な情報を開示することが望まれる。	記載例を参考に平成15年度分から作成済みです。これに基づき17年度から情報を開示しています。	記載例を参考に平成15年度分から作成済みです。これに基づき情報を開示します。

(2)財団法人八尾市文化振興事業団〔一般会計〕について(所管課:文化振興課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H17.7.21までの措置の内容と改善の方針	H17.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	預金口座の管理不備について	①入場料口座②還付金口座③振替口座について不明の預金残高の存在が見られ、また、適切な処理がされていない。各口座の入出金についての権限者の承認行為を含む管理体制の不備が見受けられる。残高について調査作業を継続するとともに、正しい処理を行うことが必要である。	すべての口座について措置を講じました。	①③の2口座については措置済み。 ②については引き続き検討。
2	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規程の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	平成18年度より引当金計上を行うため、関係部局と協議・調整中です。	平成15年10月1日付八尾市監査委員からの措置内容に対する再検討の申し入れを受け、関係部局と協議・調整中です。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化会館及び生涯学習センターのあり方について	文化会館の運営における支出超過の減少対策が求められる。事業団における、さらなる経常経費削減が必要。施設管理の民間委託の検討、施設の収支・利用状況の市民への公表等を行い、今後の方向性を決定していくべきである。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の事業団の『事業概要』により公開いたします。施設の管理等については、指定管理者制度を控え、事業団の設立経緯も勘案し、検討してまいります。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の事業団の『事業概要』により公開いたします。施設の管理等については、指定管理者制度を視野に入れ、事業団の設立経緯も勘案し、検討してまいります。
2	情報公開状況について	出資法人の寄附行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。八尾市文化振興事業団の収支計算書等が平成12年度のまま更新されていない。	収支計算書等については既に更新済みです。計算書類以外のホームページ上の情報の開示については、平成17年度より行ってまいります。	収支計算書等については既に更新済みです。計算書類以外のホームページ上の情報の開示については、平成17年度より行ってまいります。

(3)財団法人八尾市文化振興事業団〔特別会計〕について(所管課:生涯学習課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H17.7.21までの措置の内容と改善の方針	H17.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規程の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	平成18年より引当金計上を行なうため、関係部局と協議・調整中です。	平成15年10月1日付八尾市監査委員からの措置内容に対する再検討の申し入れを受け、関係部局と協議・調整中です。
2	物品の管理について	建設備品に該当する物品の管理につき、八尾市財務規則に従って管理する必要がある。	(措置済み)	平成16年度内に作業を終え財務規則に従った物品管理を行っています。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項 目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自主事業の生涯学習講座事業及びフィットネス事業について	フィットネス事業については民間との競争を避けつつ、高齢者の健康増進寄与に特化し、利用者増や委託契約の見直し等収支改善策が必要である。また八尾市の3つのフィットネスクラブ全体につき再検討が必要である。生涯学習講座事業については、その目的に合った講座に特化し費用回収の仕組みを構築することが望まれる。	ウエルネス事業については、3つのフィットネス全体を運営するため、平成16年度から(財)八尾体育振興会へ移管を行い、総合体育館と同様の利用料金システムに改めると共に、利用者アンケートに基づく新メニューの追加を行うなど施設特性を踏まえた事業内容とし、収支改善に繋がるような効果的な運営を進めております。また、生涯学習講座事業については市民のニーズを的確に把握し内容を精査するとともに、講座講師経費及びその他諸経費を勘案した受講料とし費用回収に向け一定のルールを確立させています。	ウエルネス事業については、3つのフィットネス全体を運営するため、平成16年度から(財)八尾体育振興会へ移管を行いました。また、生涯学習講座事業については市民のニーズを的確に把握し内容を精査するとともに、講座講師経費及びその他諸経費を勘案した受講料とし費用回収に向け一定のルールを確立させています。
2	文化会館及び生涯学習センターのあり方について	生涯学習センターの運営における支出超過の減少対策が求められる。事業団における、さらなる経常経費削減が必要。施設管理の民間委託の検討、施設の収支・利用状況の市民への公表等を行い、今後の方向性を決定していくべきである。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の事業団の『事業概要』により公開いたします。施設の管理等については、指定管理者制度を控え、事業団の設立経緯も勘案し、検討してまいります。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の『事業概要』により公開いたします。施設の管理等については、指定管理者制度も視野に入れ、事業団の設立経緯も勘案し、検討してまいります。
3	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	ウエルネス事業未収金の表示については、3月31日時点で現金を受け取っているため、現金として表示する必要がある。	平成16年度から(財)八尾体育振興会へ申し送りの上移管を行い、指摘に基づく適切な措置を講じております。	平成16年度から(財)八尾体育振興会へ申し送りの上移管を行っております。
4	情報公開状況について	出資法人の寄附行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。八尾市文化振興事業団の収支計算書等が平成12年度のまま更新されていない。	収支計算書等については既に更新済です。計算書類以外のホームページ上の情報の開示については、17年度より行ってまいります。	収支計算書等については既に更新済です。計算書類以外のホームページ上の情報の開示については、17年度より行ってまいります。

(4) 財団法人八尾体育振興会について(所管課:市民スポーツ課)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財団法人八尾体育振興会職員互助会について	職員互助会活動につき、議事録・予算書・決算書の保管、年度開始前の事業計画書・予算書作成、年度終了後の事業報告書・決算書作成とそれらの理事会での承認及び振興会への報告が必要である。	事業計画、収支予算書、事業報告、収支決算書を作成し、互助会理事会の承認のもと17年度振興会理事会で報告される予定です。	事業計画、収支予算書、事業報告、収支決算書を作成し、互助会理事会の承認のもと会員及び振興会へ報告するよう指導してまいります。
2	退職給与引当金の計上について	規程における引当金計上の明文化と引当金の自己都合退職(普通退職)を前提とした算定への変更	財団としては、財政上の問題から、財源の一定確保のため、当面は特別退職を前提とした退職引当金の計上を考えているとのことであり、引き続き検討を行ってまいります。	財団としては、財政上の問題から、財源の一定確保のため、当面は特別退職を前提とした退職引当金の計上を考えているとのことであり、引き続き検討を行ってまいります。
3	山本球場駐車場用地の無償貸与について	無償貸与の再検討:振興会への市からの貸与の有償化もしくは振興会に適切な管理委託費を支払い、駐車場収入は市の収入とすることの検討が望まれる。	有料駐車場機能の整備を当該財団の財源で実施しており、自主事業の貴重な財源となっていることから、対策については、慎重に検討してまいります。	有料駐車場機能の整備を当該財団の財源で実施しており、自主事業の貴重な財源となっていることから、対策については、慎重に検討してまいります。
4	自主事業について ア)一部のスポーツ教室及びフィットネス事業の民間との競合	スポーツ教室については、市民ニーズを的確に把握し、民間事業会社では提供できない、あるいは不足する教室を開催する。	(措置済み)	利用者からのアンケート調査も実施して市民ニーズの的確な把握に努め、民間と競合しない、あるいは不足している教室等を計画的に開催しています。
5	自主事業について イ)スポーツ教室、フィットネス事業の収支不足について	スポーツ教室については、その収支について十分検討したうえ、事業実施される必要がある。フィットネスについては、継続するのであれば収支改善を図るべく、費用削減や委託契約の見直しに取り組む必要がある。	(措置済み)	スポーツ教室については、事業収支を図るために事業内容を精査し、スクラップアンドビルドを実施しています。フィットネス事業につきましては、契約方法を見直し事業収支を改善しました。
6	八尾市スポーツ施設のあり方について	利用料金の値上げや近隣市との施設共有化による費用削減等の検討が必要であり、早期に今後のあるべき方向性を決定することが望まれる。	八尾市立スポーツ施設運営審議会において、検討してまいります。	八尾市立スポーツ施設運営審議会において、検討してまいります。

(5) 財団法人八尾市緑化協会について(所管課:みどり課)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	緑化協会の今後のあり方について	協会と市及び市民間の正確な情報の共有化、場所別(機能別)作業別管理の実施、緑化啓発事業内容の随時見直しが必要である。	市民とのパートナーシップによる手法の検討中です。	緑化推進への特化につき検討中です。

・平成15年度包括外部監査について改善措置等の内容

(1)八尾市の補助金全般に共通した内容について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財政課	補助金の管理手法(PDCAサイクルの活用)	補助金についてマネジメントサイクル(PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(見直し))の考え方を補助金管理に導入することで、補助金の有効性がさらに確保されるものと考えられる。 また、補助金に関する管理事務の実効性を確保するために「八尾市補助金管理マニュアル」を設けることを検討すべきである	補助金の有効性、効果性に関する定期的なチェックについては、平成 12 年に策定した「補助金等交付基準」に基づき、毎年度の予算編成において実施しております。平成 16 年度は外部監査の指摘事項につき平成 17 年度の予算に反映すべく各課ヒアリングを実施し、一部補助金について廃止も含め見直したところがあります。	補助金の有効性、効果性に関する定期的なチェックについては、平成 12 年に策定した「補助金等交付基準」に基づき、毎年度の予算編成において実施しております。平成 16 年度は外部監査の指摘事項につき平成 17 年度の予算に反映すべく各課ヒアリングを実施し、一部補助金について廃止も含め見直したところがあります。
2			・評価方法について: 補助金の評価について、所管課により毎年実施する第1次評価、第2次評価: 内部の評価機関により3年に1回実施する第2次評価、第三者評価委員会により3年に1回実施する第3次評価を実施することが望まれる。	補助金の評価方法については、今後十分検討してまいります。	補助金の評価方法については、今後十分検討してまいります。
3			・評価結果の公表: 評価結果については八尾市民へ広く公表し、行政としての説明責任を果たすことが望まれる。		
4			補助対象者の見直し: 評価結果によっては補助対象者を見直す必要があるが補助対象者を公募(プレゼンテーション)により決定する手法に拠るべきか有効性の観点から検討することを期待する。	補助金によっては、その対象者を広く公募する方がより効率的・効果的な事業執行になると考えられる場合は、検討していく必要があります。	補助金によっては、その対象者を広く公募する方がより効率的・効果的な事業執行になると考えられる場合は、検討していく必要があります。

(2)各補助金について

八尾河内音頭まつり振興会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱が未作成	当補助金について補助金交付要綱が作成されていない。これについては、事業内容の変更や協賛金増減等により、補助金額を増減せざるを得ないため、交付要綱を定めていないとのことであるが、「対象となる経費を定め、補助金額は予算の範囲で市長が別途定める」として、それ以外の事務については要綱で規定すべきである。	(措置済み)	要綱を作成し、平成17年1月1日から施行しています。
2		補助率の見直しが必要	平成 14 年度の八尾河内音頭まつり収支決算報告書によると収入 26,034 千円のうち、補助金が 16,000 千円であり、収入に対する割合は 61.4%である。八尾市「補助金等交付基準」によると「補助率にあっては原則 2 分の 1 以下とし、これを上回る補助率については、縮減する」とある。補助率が高いことの妥当性(補助の必要性)について、さらに検討されることが望まれる。	H16 まつり決算額 26,585 千円 H17 補助金 14,000 千円 補助率は 52.6%となり、補助率の原則 1/2 にほぼ近づきました。 今後も引き続き 1/2 以下になるように取り組んでまいります。	市民、企業、行政の協力体制のもと補助率の適正化に取り組んでまいります。

地区集会所整備費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	地域住民の総意であることを証明する書類の不備	要綱第 6 条(7)において補助対象地区に提出を求める書類の 1 つとして「地区集会所の整備が地域住民の総意であることを証明する書類」を求めている。 平成 14 年度補助対象のうち 3 集会所において「地域住民の総意であることを証明する書類」として集会所管理運営委員会名簿等が提出されているが、後に地区住民間で紛争が発生しないために、地区住民総意の同意書を手入手しておくことが望まれる。	補助金交付要綱の一部改正を行い、『地区集会所整備に関する地域住民総意確認書』を様式第2号として新たに規定しました。 同様式では、地域住民総意であることを地域住民5名が署名・捺印することにより確認することとしております。	指摘されている「地区住民総意の同意書」について、様式を定めることとし、要綱第6条(7)を改正いたします。

2	領収書原本の確認	要綱第 10 条(4)補助対象工事に係る費用を支払ったことを証明する書類として、領収書の提出を補助対象先に求めている。 平成 14 年度補助対象先のうち 1 集会所の改築工事については、領収書の原本確認後コピーを保管していたが、領収書の原本を確認した旨を検査書類に記録することが望まれる。	補助金交付要綱の一部改正を行い、領収書等の提出の際は、『原本を提示し、写しを提出する』旨の規定を追加しました。 また、提出された領収書等の写しには、指摘のとおり、『原本を確認し、その写しの提出を受けた旨』・『日付』・『担当者名』等を記録することとしております。	指摘されているとおり、領収書の原本確認を行い、その旨を検査書類に記録することとしております。
---	----------	---	---	--

有功者会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	秘書課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 17 年 4 月 1 日付けで補助金交付要綱を改正しました。	補助金交付要綱の改正について、平成 16 年度中の予定で継続検討中です。
2		補助対象経費の明確化	本来、補助対象は市政研究に寄与する施設の見学費用等、研修に関するものに限るとし、それ以外に関するものについては、補助対象とすべきではない。また、補助金とは、本来、事業費の不足分の補助に限るべきであり、有功者会の組織維持に係る費用については補助対象とすべきでない。	平成 17 年 4 月 1 日付けで補助金交付要綱を改正し、補助対象となる事業を要綱上で明確にしました。	補助対象経費のあり方について、補助金交付要綱の改訂に合わせ、継続検討中です。なお現在、補助金額は、補助対象に限るべきとされる事業経費の範囲内にあります。
3		補助効果の把握	事業報告書の内容は、有功者室の開放回数と利用状況、研修会の目的地のみの記載であり、有功者室開放や研修会参加により市政発展に寄与している事実(相談内容の開示、研修会報告書提出等)の把握ができない。事業報告書には効果の把握できる内容を記載させる必要がある。また、研修事業計画書の提出も求める必要がある。	平成 17 年 4 月 1 日付けで補助金交付要綱を改正し、補助効果の把握に必要な書類の提出を義務付けました。	事業報告書や研修事業計画書の記載事項について、補助金交付要綱の改訂に合わせ、継続検討中です。

自治振興委員会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度に要綱の全面改正を行い、平成 17 年度分の補助金から適用いたします。	平成 16 年度中に改訂し、次年度より適用してまいります。
2		補助対象事業と受託契約内容の区分が不明確	補助対象事業と受託契約内容の区分が不明確である。補助対象事業と受託契約内容を明確に区分することが望まれる。	平成 17 年度から、補助対象事業と受託契約内容の区分の明確化を図るため、平成 17 年度予算から受託収入額とその支出分(町会活動費)とは同額とし、補助金からは支出しないこととしています。	平成 17 年度より明確に区分してまいります。
3		事務局が八尾市庁内にある団体への補助	八尾市自治振興委員会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で八尾市自治振興委員会事務局としての業務を行っている。八尾市自治振興委員会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということ認識し、当該人件費分を含めた補助の効果はどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。	現行補助制度については、その効果を評価し、平成 17 年度から補助金の減額等、同制度の見直しを図りました。	補助の効果について評価してまいります。

八尾市民自治研究所補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	八尾市補助金交付規則制定に基づき、改善しています。
4		余剰資金の妥当性	補助金は事業費不足分に対する補助とすべきであり、少なくとも運営費は会費等の自己収入から賄われるべきであると考え。余剰金が多額にある現在、余剰金を事業費の財源として使用し、補助金を減額することを検討すべきである。	補助金については、事業費補助とする内容に要綱を改正しました。	補助金については事業費に対する補助とすべく、現在要綱の改正について検討中です。

5	事務局が八尾市庁内にある団体への補助	研究所の事務局は八尾市企画調整部地域経営室内にあり、地域経営室職員が業務時間内で研究所事務局としての業務を行っている。研究所への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということを確認し、当該人件費分を含めた補助の効果がどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。しかし、研究所の事務については、自主運営することを検討することが望まれる。	補助の効果については、引き続き評価を行うとともに評価方法についても精査してまいります。また、研究所事務については、自主運営に向けて引き続き検討してまいります。	引き続き補助の効果について評価するとともに事務の自主運営について検討してまいります。
---	--------------------	--	---	--

八尾市人権協会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	八尾市人権協会運営費助成金交付要綱については、平成16年11月1日付で全部改定を行い、ご指摘の不備のある項目について改めました。
2		収支決算書における支出明細の区分把握、補助金未使用分の返還	協会では八尾市からの事業受託金(人権啓発関係業務等の受託料)の収入を計上しているが、予算書、決算書における支出明細は、これらの収入を財源とした支出も含まれている。したがって、補助対象経費分が把握できない。収支決算書における支出明細は、受託料と補助金に対応した分を各々区分することが望ましい。区分することで、補助金未使用による要返還分を把握することができる。補助金未使用分は返還することが望まれる。	協会事業費における、市からの事業委託金等収入充当部分の明細化については平成16年度決算よりその実現を図っています。 一方、補助金未使用部分の返還についても、その内容を十分精査し、17年度中に返還を受ける予定です。	平成16年度分より、助成金と事業受託費との支出区分の明確化を図るべく、その内容について協議を行っており、その実現に努めています。 また、助成金の未使用分の取扱いについては、市人権協会全体の事業内容について平成15年度実績及び16年度事業内容の分析、検討を行い、その結果に基づいて対応する予定です。
3		検査の記録の未作成	年1回決算後に支出状況についての検査(領収書等の閲覧)を実施しているとのことであるが、その検査状況の記録が残されていない。第三者にも把握できるように記録に残しておくことが望まれる。	(措置済み)	平成16年9月16日に、平成15年度決算分について検査を行い、記録簿に記録を残しております。

4		退職積立金の計算根拠の不備	八尾市人権協会事務局には、事務局長1名(平成13年度以前から配属)と常勤職員1名(平成14年度から追加)が配属されている。補助対象としている事務局長に対し退職金制度は特に設定していないが、毎年200千円の退職積立金が計上されている。この200千円については、計算根拠がないとのことである。退職金制度を設定する等、退職積立金の計上処理に合理性を確保することが望まれる。	平成17年度より、退職金規定を施行し、規則に基づく会計処理を行っています。	平成16年度中に退職金規定を整備するよう指導しており、現在、規定の内容について検討を行っています。なお、毎年度の積立額については、前記退職金規定に基づき、予算に計上するよう指導しています。
---	--	---------------	---	---------------------------------------	--

校長会に対する(人権)研修助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人権教育課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、前回報告のとおり対応方針を確定しました)	H17年度予算要求において、旅費に変更しました。

八尾市人権教育研究会助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人権教育課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	H17.3.10付けで不備があると指摘された「八尾市人権教育研究会に対する事業助成金交付要綱」を廃止し、新たに「八尾市人権教育研究会に対する事業推進補助金交付要綱」を策定しました。	「補助金等交付基準」と照らし合わせ、改定にむけて検討中です。

八尾市女性団体連合会に対する助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	当該補助金交付要綱を策定し、適正処理を行っています。
2		余剰金の返還条項について	助成金の交付目的は運営費補助であり、助成金の交付目的から判断して余剰が生じた場合には返還を求めるのが当然であることから、内規又は「社会教育活動(女性団体活動)の助成金交付について」或いは「交付指令書」において返還条項を明確に記載すべきである。	(措置済み)	当該補助金交付要綱を策定し、適正処理を行っています。

3		余剰金について の概念の明確化	返還条項の新設に関連して、返還を求め べき余剰金について概念を明確に定め る必要がある。	(措置済み)	当該補助金交付要綱を策定し、適正処理を行っ ています。
4		助成金額の算定 根拠の明確化	内規における助成目的の表現が包括的 であり、さらに助成金額の算定に関する規 定が無いことから、助成目的とそれを達成 するために交付する助成金額の関係が不 明瞭であり、毎年度の助成金額が前年度 の金額を踏襲した固定的なものとなってい る。 連合会にとって事務費負担を含むすべての 活動がボランティア活動の対象であるの ならば、運営費補助という趣旨での助成は 不要なものとなる。ボランティアベースとは いうものの、社会的意義が認められる日頃 の活動の拠点としての意味でその存在が 必要な事務局の運営維持を図るために、行 政が財政的な困窮状態に対する救済として 積極的に助成を図るという趣旨からは助成 金額は運営費の不足分ということになる。し たがって、運営費補助は限定的に考えるべ きであり、明確な助成金の算定根拠と算定 方法が求められるところである。	(措置済み)	補助の対象が事業目的によって交付する内容で 適正処理を行っています。

財団法人八尾市国際交流センター補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	補助金交付要綱 の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及 び「適正化法施行令」と照らして不備のある 項目につき、補助金交付要綱を改訂する必 要がある。	平成17年4月1日付で補助金交付要綱の全改訂を 行い17年度より運用を開始しました。	補助金交付要綱の全改訂を行い17年度より運用を 開始します。
2		補助対象の検討	セミナー等の参加者収入確保対策を採用 する等、収入の増加対策と運営の効率化 によるコスト削減に努めることが望まれる。 その一つとして、事業に要する正確な費用 を把握するために、人件費についても事業 別に配分することが必要である。	コスト意識を徹底化し、事業に要する正確な費用を 把握するため、事業別に人件費についても明細を 作成する手法などを、国際交流センターと協議しな がら、導入の検討を進めているところです。	検討した結果、事業に要する正確な費用を把握す るために、事業別に人件費についても明細を作成 するなど、今後もコスト意識の徹底に努めてまいり ます。

3	補助金交付申請書内訳の書式統一	-	<p>出向職員労災保険料については、補助金変更申請時には交付申請内容として記載されていない。この理由については、当初は出向職員労災保険料を八尾市は交付決定し、補助対象として交付していたが、年度末には実際に出向職員労災保険料を国際交流センターは負担しているにもかかわらず、国際交流センターから八尾市への申請漏れであったとのことである。八尾市としては補助金変更申請書の内容検査の漏れである。</p> <p>このような検査の漏れが発生した理由としては、補助金交付申請書と補助金変更申請書の内訳書の書式が異なっていたためであった。今後、補助金交付申請書と補助金変更申請書の内訳書の書式を統一し、このようなことが生じないようにすることが望まれる。</p>	平成17年4月1日付で補助金交付要綱の全改訂を行い17年度より運用を開始しました。	補助金交付要綱の全改訂を行い17年度より運用を開始します。
4	補助効果の測定		<p>当財団法人に対する運営費補助を行うことによる効果が指標数値化することなどにより把握されていない。当財団法人開催の研修会・学習会等の参加者数の把握のみならず、国際理解についての市民や研修会参加者に対するアンケート等による指標数値化などを検討すべきである。今後は、数値指標を設定後、その指標を測定することで効果を把握し、その結果に応じて当補助の事業内容や補助金額を随時検討することが望まれる。</p>	外部監査からの指摘をふまえ、参加者へのアンケートの実施など、事業実施の効果を把握する手法を国際交流センターと協議しながら、検討を進めているところ。	外部監査からの指摘をふまえ、参加者へのアンケートの実施など、事業実施の効果を把握する手法を国際交流センターと協議しながら、検討を進めてまいります。

八尾市職員自主研究グループ助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	補助金等交付基準に示されたように、補助金交付要綱については、具体的改訂内容について、引き続き検討を加え進めてまいります。	補助金等交付基準に示されたように、補助金交付要綱については、改訂内容について精査検討を加え進めてまいります。

<p>2</p>	<p>研究グループの参加者募集方法の検討</p>	<p>研究グループの活動内容は人事課職員課ニュース「いきいき職員通信」(八尾市職員を対象に配布)において開示され、当ニュース閲覧によりグループの研究内容が把握でき、希望者は参加することが可能である。しかし、「いきいき職員通信」以外にはグループ活動内容を開示していないため、市職員以外の者が当グループの存在を知ることができない。したがって、市職員以外の者がグループに加入する機会は市職員からの情報入手しかなく、市職員の関係者が参加しているのが実態である。参加者の多様化によりさらなる研究内容・資質の向上をめざし、研究成果を施策に反映させるためには「いきいき職員通信」だけでなく、他の広報手段にも拠ることが望ましい。そのためにはまず、「市政だより」にも掲載し、さらに積極的な市民の参加も求めたほうがよいと考える。</p>	<p>市民との協働、パートナーシップが叫ばれるなか、現在、市職員による活動が中心であり、広く研究・意見を求めていくには、市民メンバーの活躍が重要であると考えています。今後市民メンバーの公募を必要とするグループについては、活発な市民参加がなされるよう、各グループに対し研究の醸成度合やPRの手法等について、働きかけを行うとともに、また自主研究グループの本来の主旨についても検討を加えるなど、今後助成金廃止も視野に入れながら、慎重に精査し、検討を重ねながら問題解決を図ってまいります。</p>	<p>市職員による活動が中心であり広く研究・意見を求めるには市民メンバーの役割が重要であり、今後その役割や果たすべき目的等を、より明確にするとともに市民と協働で研究を推進するグループに対しては、活発な活動がなされるよう、各グループに対しそのPRの手法等について連携をしたり、また自主研究グループ本来の主旨についても検討を進めながら課題解決に向けて多面的に検討を進めてまいります。</p>
<p>3</p>	<p>八尾市施策と補助効果との明確化</p>	<p>毎年度末後、各研究グループは自主研究活動成果報告書を職員長に提出している。自主研究活動成果報告書では、研究活動内容や、市政への影響内容、活動目標達成度を記載している。当該補助は、研究の成果を事業に反映するなど市政の発展に資することを目的としており、活動成果報告書においても施策との関係について記載し、さらに市政に対する提案も求めたほうがよいと考える。</p> <p>一方、活動目標は各研究グループが補助交付申請時に設定しており、自主研究活動成果報告書において活動目標達成度がパーセントで記載されている。この目標が八尾市政のどの部分にどの程度寄与しているか、貢献度を評価させるなど、施策との関連性やコスト意識を喚起する工夫が必要である。</p> <p>また、当補助金の目的の一つとして、「研究の成果を施策に反映させるなど市政の発展に資する」が挙げられるが、「市政発展に資する」活動とは何か、明確に活動を規定しておくことも必要があると思われる。</p>	<p>本来、グループの自主的な研究活動を促すのがねらいであり、職員の自己及び相互の啓発意欲を高揚させ、資質の向上を図るとともに研究の成果を施策に反映させるなど、自主的に時間外に研究をさせているものであります。むしろ知識の底上げ、ひいては市政の発展に資するものと考えています。</p> <p>今後はこれら研究について、自発的行動として発展がなされるよう、自主研究グループに対し提案や意見等において協議を進め、助成金の廃止、存続についても職員の啓発意欲など、動機づけが後退しないよう慎重に検討を進め、これら問題の解決を図ってまいります。</p>	<p>自主研究グループの主たる目的は職員の啓発意欲を高揚させ資質の向上を図るなど研究の成果を施策に反映させるものであり、本来自主的な研究活動を促すのがねらいであります。市の施策のために時間内に研究させているものでなく、自発的に行動として生じているものであり、ひいては知識の底上げとなり、市政の発展に資するものと考えています。</p> <p>今後はこれら研究について、目標設定及び成果等がより明確となり、職員の啓発意欲が自発的行動として発展がなされるよう、自主研究グループに対し提案や意見等協議を進め、助成金の廃止、存続についても、より職員の啓発意欲など、その動機づけが後退しないよう慎重に意見を求めながら整理・検討を進めてまいります。</p>

国民健康保険保険料納付組合助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	保険年金課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のあった項目(交付手続き)につき、補助金交付要綱を改訂しました。

社会福祉協議会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成16年度中に要綱を改訂し、平成17年4月1日より適用しています。	平成16年度中に改訂、次年度より適用する予定であり、要綱改訂作業中です。
2	福祉政策課	補助金交付時期の見直し	要綱には補助金の概算払いの規定はないが、精算に関する記載があることから、概算払いを容認しているものと推定できる。現在、補助金の交付は、4月と10月に各2分の1交付し、補助金交付済額と実績額とが異なる場合は、事業終了後に精算している。当該補助は人件費補助であり、給与は毎月支払うものであるため、半年分もの資金が一括して必要なものではない。今後は、要綱に概算払いの規定を設けるとともに、実務としては協議会に人件費の支払予定表の提出を求め、人件費の支払時期に合わせて交付することが必要である。なお、事務効率を勘案して、毎月交付ではなく、2カ月分交付、四半期分交付も検討に値する。	(措置済み)	平成16年度より四半期分交付<4月(4~6月分)、7月(7~9月分)、10月(10~12月分)、1月(1~3月分)>を実施しました。

3	福祉政策課	協議会の正しい運営費の把握及び補助金交付の透明性について	<p>協議会の事務に従事している八尾市職員2名の給与については、従前は協議会から職員に支払われていたが、平成14年度からは八尾市から職員に直接支払うことに変更された。また、従前から八尾市嘱託職員で協議会の事務に従事している者2名の給与は八尾市から職員に直接支払われている。</p> <p>これらの者の人件費は、本来は協議会が負担すべきもので、その人件費を八尾市から協議会へ補助することになる。現在の処理では、補助金はその部分少なくなっている。また、補助金の交付は、予算に計上し議会承認を得たうえで執行するものであり、当該職員人件費も補助金としての議会承認を受けるべきである。</p> <p>現在の方法では、協議会の正しい運営費が把握できないとともに、八尾市から協議会への補助金について正しい手続きをとっておらず補助金交付の透明性に問題がある。</p>	<p>平成17年度より職員の管理職手当、通勤手当、超勤手当、勤勉手当については、社会福祉協議会負担に変更、また八尾市非常勤嘱託職員で協議会の事務に従事している者2名の給与についても社会福祉協議会負担に変更しました。</p>	<p>制度的には職員派遣(一部事務従事)のあり方に付随する課題であり、4と含めて検討しており、平成17年度からは、八尾市嘱託職員で協議会の事務に従事している者2名の給与を八尾市社会福祉協議会負担に変更します。</p>
4	福祉政策課	協議会の事務を行う一般職職員に関する手続きの適正化	<p>現在2名の八尾市職員が八尾市社会福祉協議会の常勤職員として協議会の業務に従事しているにもかかわらず、一部事務従事者として取り扱われ、市から給与の全額を支給している。八尾市においては、派遣法をうけ、「八尾市公益法人等への職員の派遣等に関する条例、及び同規則」を制定している。当該職員についてはその業務実態を踏まえ、これらの法律及び条例に従って、手続を適正化すべきである。</p>	<p>平成17年度より指摘のとおり法律及び条例に則り職員を社会福祉協議会に派遣しています。</p>	<p>業務内容・実態等を十分検討した中で指摘の同規則においても職員を派遣できる団体として位置づけられていることも踏まえ、平成17年度から嘱託職員2名を派遣職員として位置づけていきます。</p>

小地域ネットワーク活動推進事業補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	補助金交付要綱の不備	<p>補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。</p>	<p>平成16年度中に要綱を改訂し、平成17年4月1日より適用しています。</p>	<p>平成16年度中に改訂、次年度より適用する予定であり、要綱改訂作業中です。</p>

地域福祉権利擁護事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成16年度中に要綱を改訂し、平成17年4月1日より適用しています。	平成16年度中に改訂、次年度より適用する予定であり、要綱改訂作業中です。

在宅福祉サービスネットワークシステム運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成16年度中に補助金の見直しを行い、要綱を廃止しました。	当該補助金については、補助金の見直しを行い、廃止に向け検討中です。

地域福祉推進基金助成金

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H17.7.21 までの措置の内容と改善の方針	H17.1.21 までの措置の内容と改善の方針
1	福祉政策課	助成金交付に当たっての手続き不備	要綱によると、補助金交付対象は前年度に助成金の交付を受けていないことを原則としているが、事業の性格上特に必要があると認められるものについては、この限りでないとされ、その判断は八尾市地域福祉推進基金運営委員会の審査によるものとしている。運営委員会のメンバーが参画する「保健福祉部の部連絡会」において、当該補助事業の実施承認がされているが、事業全体を承認している現在の方法では規定どおりと言えない。要綱の規定どおり、運営委員会の審査に付し、委員会の承認を得る必要がある。	平成16年度中に要綱を改訂し、八尾市地域福祉推進基金条例第4条第1項第1号に規定する「市民等が行う地域福祉を推進するための事業」への助成金の交付については、平成17年度より運営委員会の審査に付し、承認を得て実施しています。また、「社会福祉協議会が行う、ボランティア活動推進のための事業」への補助金への交付については、八尾市ボランティア活動振興事業補助金交付要綱の定めるところにより実施しています。	平成16年度中に要綱を改訂するため作業中であり、次年度分より運営委員会の審査に付し、承認を得る予定です。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	事業の活性化について	<p>現在の基金事業は協議会へのボランティア活動助成のみである。協議会のボランティア活動の一環として、協議会からボランティア連絡会や各ボランティア団体へ助成金が交付されており、これらボランティア団体の活動は活発であるが、多額な基金を有しながら、助成先が1件のみというのでは基金の目的を達成しているとは言い難い。早急に、事業を活性化するための検討を行う必要がある。</p> <p>第一に、運営委員会の任務は助成金の交付決定のほかに、「基金の運営に関すること」「助成事業に関すること」と基金運営の基本事項を決定する任務がある。現在の運営委員会の組織は、八尾市の保健福祉部長を委員長とし、委員 5 名もすべて八尾市の福祉関連課の課長であり、行政内部の者で組織されている。基金の設置の趣旨が、「福祉ニーズの多様化と普遍化に対応するため」であることに鑑み、委員にも民間の社会福祉関係者を加えることが必要と考える。</p> <p>第二に、基金事業の対象は 4 事業あるにもかかわらず、現在はボランティア事業のみしか実施されていないことを改善する必要がある。担当課では、基金の使用が「先駆的事业」に限られていることからそれに該当する事業が見つからないとしているが、基金の趣旨の中に「開拓的・実験的実践の奨励」とあり、失敗を恐れずに新しい事業を取り入れていくことが望まれる。そのためには、現在八尾市で実施していない事業という条件で民間から広く事業の提案を募ることもひとつの方法である。</p> <p>第三に、資金であるが、八尾市地域福祉推進基金条例では、基本的には基金の運用益を事業に充てることとしているが、基金の一部を処分して事業に充てることもできるとしている。平成 14 年度の運用益は 2 百万円程度であり、これのみでは大きな事業はできないが、平成 14 年度末において 9 億円を超える基金残高がある。仮に、基金を取崩し事業に充当するとした場合、毎年取崩額 10 百万円で 90 年間、20 百万円で 45 年間事業を継続することができる。まずは、活発な事業実践を最優先することが重要であり、資金確保のためには計画的な基金の処分も検討に値する。</p>	<p>平成 16 年度中に要綱を改訂し、17 年度より、社協のボランティア活動助成事業以外にも、基金の趣旨並びに寄附者の意向の反映及び活性化と、地域福祉推進体制の強化を図るべく、地域福祉推進事業助成金を新規に設置し、住民の自主的な活動を公募しました。6月25日に、公開プレゼンテーションを開催し、学識経験者や民間の社会福祉関係者で構成される運営委員の会議において審査を行い、助成事業を決定しました。</p>	<p>平成 16 年度中に要綱の改訂を行うため作業中である。次年度より、社協のボランティア活動助成事業以外にも、基金の趣旨並びに寄附者の意向の反映及び活性化と、地域福祉推進体制の強化を図るべく、地域福祉住民活動助成事業を新規に設置し、住民の自主的な活動へ助成することを検討しています。また、運営委員会の構成員についても学識経験者や民間の社会福祉関係者をメンバーとする旨の委員設置要領を作成中です。</p>

民生児童委員協議会活動費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成16年度中に要綱を作成し、17年4月1日より適用しています。	平成16年度中に整備を行うべく、作業中です。

献血推進協議会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	要綱の不備については検討・整備中です。	要綱上の不備については、今後、検討し整備を行ってまいります。

社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成16年度中に要綱を改訂し、平成17年4月1日より適用しています。	平成16年度中に改訂、次年度より適用する予定であり、要綱改訂作業中です。
2		八尾市遺族会：事務局業務について	八尾市遺族会の事務所は八尾市保健福祉部福祉政策室に置かれており、会の事務局業務を福祉政策室担当者が実施している。会の活動は自主財源で実施すべきことと併せて、会の事務も自らが実施すべきである。	事務局業務のあり方については、現在までの経過等十分勘案した上で今後も検討を進めてまいります。	事務局業務のあり方については、現在までの経過等十分勘案した上で今後も検討を進めてまいります。

3	八尾地区保護司会：補助金の見直し	<p>平成 14 年度の事業報告及び収支決算書を見ると、費用の中には自主財源で賄うのが適当と考えられる総会費や新年交礼会費等も含まれている。また、財源として会費収入やその他からの補助もあり、支出総額は 4,548 千円と八尾市の補助額の約 10 倍、繰越金は 495 千円である。</p> <p>すべての団体の活動は、自主財源で行うことが基本であると考え、保護司会については、効率的運営を行ってもなお資金不足が発生する場合に、八尾市からの補助金が認められると考える。なお、八尾市から補助する場合は、できる限り事業を特定した補助とし、事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定することが必要である。</p>	平成16年度中に要綱を改訂し、17年度より運営費補助から補助する対象経費を特定した補助方式に改めました。	平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。
4	八尾市傷痍軍人会：補助金の廃止に向けた検討	<p>会の目的には「平和に寄与」という社会への貢献が含まれているが、実際の活動は相互扶助のものが中心で、社会活動は関係団体が主催する行事への参加のみであり、広く社会に対して貢献するという公益的活動が見られない。したがって、戦後 50 年以上経過した現在においては、同会会員の福祉に資する活動は自主財源を持って行うことを原則とすべきである。同会は財源的に余裕があるとは言えないが、補助開始(昭和 50 年以前)から 30 年近く経過していること、及び戦後 50 年以上経過した現在においては、同会会員の福祉に資する活動は自主財源を持って行うのが原則であり、八尾市が補助を続けるには公益性の観点から説明がつかない。以上より、同会に対する補助金は廃止すべきである。</p>	(措置済み)	平成 16 年度より補助金を廃止しました。

5	八尾市母子寡婦福祉会：補助金の見直し	<p>母子家庭においても他の家庭と同様に、会員の親睦、相互の慰安等は自主財源によることが基本である。市からの補助が認められるのは、母子家庭が他の家庭に比べ持っているハンディをカバーする活動に対するものである。現在の活動内容で見ると、能力向上のための活動である「大阪府主催のリーダー養成研修会ほか各種研修会への参加」が該当すると考える。</p> <p>次に、財源について見ると、平成 14 年度収支決算書によると、収入は八尾市からの補助金を除き 1,032 千円、一方支出は 1,081 千円であり、49 千円の不足となっており、258 千円もの補助金は必要なかったことになる。繰越金は、平成 14 年度末で 1,693 千円有している。</p> <p>以上のことから、八尾市の補助金は運営補助とするのではなく、母子家庭の能力向上、自立支援活動等の事業費に対する補助とし、その額は、八尾市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきである。</p>	<p>平成16年度中に要綱を改訂し、17年度より運営費補助から補助する対象経費を特定した補助方式に改めました。</p>	<p>平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。</p>
---	--------------------	--	---	---

6	福祉政策課	ふたば里親会：補助金の見直し	<p>平成 14 年度の事業報告書によると、主な活動内容は、業務関連研修会参加、レクリエーション及び会運営のための総会・役員会等である。</p> <p>これら活動のうち会運営活動を除き、自己研鑽、里子の福祉増進活動等は公益性が認められるものである。しかし、自己研鑽及び里子の福祉増進活動は里親制度目的の中に包含されるものであるため、出来る限り制度内の財源で実施すべきものとする。</p> <p>次に、財源について見ると、平成 14 年度会計収支決算書によると、収入は市からの補助金を除き 391 千円、一方支出は 393 千円であり、2 千円の不足となっており、30 千円までの補助金は必要なかったことになる。繰越金は、平成 14 年度末で 303 千円有している。</p> <p>以上のことから、現状の活動状況においては、市の補助金は会運営を除き事業活動のための補助とし、その額は、市の補助予算と同会の年度収支不足額の少ない方の額を上限とすべきである。</p>	<p>平成16年度中に要綱を改訂し、17年度より運営費補助から補助する対象経費を特定した補助方式に改めました。</p>	<p>平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。</p>
---	-------	----------------	---	---	---

7	八尾市原爆被害者の会：補助金の見直し	<p>平成 14 年度の事業報告書によると、主な活動内容は各種研修会参加、被爆者検診支援等である。被爆者問題は戦後 50 年以上経過しているが、現在なお続いている社会問題である。よって、同会の目的及び活動は、公益性が認められるものであると考える。</p> <p>次に、財源について見ると、平成 14 年度収支決算書によると、収入は市からの補助金を除き 902 千円、一方支出は 1,009 千円で 106 千円不足している。しかし、平成 13 年度の事業費は 881 千円であり、支出は年度によりバラツキがあるようである。支出内容は研修会費や通常の運営費のほかに総会費や寄附金もある。また、繰越金は、平成 14 年度末で 1,482 千円存在する。</p> <p>以上のことから、同会活動の公益性は認められるものの、運営費補助とすると用途が特定されないことから事業費補助とし、その額は、市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきである。なお、繰越金の多寡も考慮に入れるべきものとする。</p>	<p>平成16年度中に要綱を改訂し、17年度より運営費補助から補助する対象経費を特定した補助方式に改めました。</p>	<p>平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。</p>
---	--------------------	---	---	---

8	八尾市肢体不自由児者父母の会：補助金の見直し	<p>平成 14 年度の事業報告書によると、主な活動内容は、定例会の開催、全国大会参加及び関係団体の会合・催し・各種大会への参加等である。</p> <p>同会は市内全域の肢体不自由児者の保護者を対象としており、障害者問題を目的として活動することは、公益性が認められるものである。</p> <p>次に、財源について見ると、平成 14 年度収支決算書によると、収入は市からの補助金を除き 174 千円、一方支出は 240 千円で 66 千円不足となっており、市からの補助金 56 千円も当年度に必要であったことになる。しかし、平成 13 年度の事業費は 145 千円であり、支出は年度によりバラツキがあるようである。支出内容は研修会費、全国大会参加費、通常の運営費のほか、他会への会費及び総会費等がある。繰越金は、平成 14 年度末で 796 千円有している。</p> <p>以上のことから、同会活動の公益性は認められるものの、運営費補助とすると用途が特定されないことから事業費補助とし、その額は、八尾市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきである。なお、繰越金の多寡も考慮に入れるべきものと考ええる。</p>	平成16年度中に要綱を改訂し、17年度より運営費補助から補助する対象経費を特定した補助方式に改めました。	平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。
9	八尾市身体障害者福祉会：補助金の見直し	<p>同会のような障害者の福祉のための会においても補助金に頼るのではなく、自主財源を持って会を運営することが望ましく、収益事業の拡大により、早く自立することが望まれる。</p> <p>同会活動の公益性は認められるものの、運営費補助とすると用途が特定されないことから事業費補助とし、その額は、八尾市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきである。なお、繰越金の多寡も考慮に入れるべきものと考ええる。</p>	平成16年度中に要綱を改訂し、17年度より運営費補助から補助する対象経費を特定した補助方式に改めました。	平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。

<p>11</p>	<p>八尾市聾者福祉会：補助金の見直し</p>	<p>平成 14 年度収支決算書によると、収入は八尾市からの補助金を除き 447 千円、一方支出は 477 千円で、30 千円の不足となっている。なお、収入の中に事業費収入 140 千円、支出の中に事業費 230 千円の記載があり、事業で損失が発生しているのは疑問となることである。 同会の活動の公益性は認められるものの、運営費補助とすると用途が特定されない。特定の公益活動の補助とするか、運営費補助とする場合でも補助対象経費を特定し、補助額は八尾市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきである。</p>	<p>平成16年度中に要綱を改訂し、17年度より運営費補助から補助する対象経費を特定した補助方式に改めました。</p>	<p>平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。</p>
<p>12</p>	<p>大阪府患者同盟(文化活動助成)：補助金の有効性の確認</p>	<p>大阪府患者同盟規約によると、当該組織は、第二種社会福祉事業団体で、全大阪の総ての自主的な患者団体、回復者団体によって組織され、患者支援の各種活動を実施している。 八尾市は、同団体が文化活動として年に一度実施する「囲碁将棋大会」に対して補助しているものである。平成 14 年度囲碁将棋大会決算書によると、大会の収入は賛助金 540 千円、参加者負担金 210 千円(一人当たり 2 千円)、合計 750 千円で、会場費、賞品代、昼食代等の費用が賸われている。参加者は 105 名となっている。 囲碁将棋大会が文化活動に当たるか、また大会開催が患者の総意であるかについては疑問なしとは言えないが、長期入院患者にとって、このような活動が必要であることは認められる。また、八尾市の補助金は 10 千円と少額であるが、大阪府及び府内の市町村から補助金を受入れその合計額が 540 千円となっているのであろうから、10 千円と少額であるからやめても良いとは一概に言えない。 補助交付事務における現在の問題点は、補助目的が達成されていることを八尾市が確認していないことにある。決算書は協議会が入手し保管しているに留まり、八尾市はそれを入手・閲覧していない。市の補助決定要因は、八尾市在住者が大会に参加していることにあると思われる。また、過度な賞品や食事の提供がなく適正に大会が実行されているかの確認も必要である。 今後は、大会の実績報告書入手し、さらにその内容の説明を求めるとともに、八尾市在住者の参加人数を把握することにより、八尾市の補助目的が達成されているか否かを確認し、その上で、定期的に補助金の必要性の判断をすべきである。</p>	<p>文化活動についての実績報告書入手するなど、その状況を把握し、補助金交付の判断を行って参ります。</p>	<p>文化活動についての実績報告書入手するなど、その状況を把握するものとし、補助金交付の判断を行う予定です。</p>

13	全般的意見： 補助金支出に関する開示	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されているが、協議会の事業報告書には当該事業のことが記載されていない。また、八尾市が協議会に対して補助していることについては「協議会への補助」としてまとめて予算書や決算書に記載されているが、その中に福祉団体への補助があることがどこにも現れていない。このように、協議会を通じることによって、このような助成事業を行っていること及び助成金の最終交付先が隠れてしまっている。正しい情報の開示の観点から、八尾市が協議会のどちらかで適切に開示することが必要である。	「八尾市社会福祉協議会情報公開規程」に基づく情報開示とともに積極的な開示を行うよう依頼しました。	八尾市社会福祉協議会において各種団体に対する補助金交付に関する情報開示を行うよう指導予定です。
14	全般的意見： 各団体の実績報告書の入手	要綱第9条において、協議会から実績報告書の提出を求めている。しかし、その内容は、協議会が各団体に支出した補助金支出額の内訳のみである。補助金支出額は八尾市の指定したとおりであるため、実績報告は何の意味もないものである。 各団体の実績報告書は協議会が入手しているが、八尾市へは提出の義務がないため提出されていない。八尾市は補助の目的通りに資金が使用されているか、補助効果がどうかの判断材料とするために各団体の実績報告書を入手して検討すべきである。 なお、協議会が補助団体を統括しているため協議会に管理をまかせているのであれば、協議会から補助事業の成果に関する実績報告、補助金の使途（各団体における使途）に関する説明書及びそれらを検査した検査調書等を入手することが求められる。	平成16年度より社会福祉協議会を通じて実績報告書を入力し、補助成果等の把握に努めています。	平成16年度より、社会福祉協議会を通じて各団体の実績報告書を入力し、補助成果等を把握していく予定です。
15	全般的意見： 補助金の名称	当該補助事業は協議会を通じて福祉団体の活動費を助成しているが、社会福祉協議会助成金という名称はいかにも協議会への補助のようである。補助事業の交付方法を変更するとともに、実態を適切に表す名称、例えば「××団体補助金」に変更することが望まれる。	平成16年度中に補助金名称の変更を含め要綱を改訂し、平成17年4月1日より適用しています。	平成16年度より補助金名称の変更を含めて要綱を改訂し、次年度より適用する予定です。

社会福祉協議会補助金(地区福祉委員会助成金)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成16年度中に要綱を改訂し、平成17年4月1日より適用しています。	平成16年度中に改訂、次年度より適用する予定であり、要綱改訂作業中です。
2		補助金の見直し	多くの地区福祉委員会は、会費や住民からの協力金を受入れて、各種の活動を活発に実施している。活動費(小地域ネットワーク活動費を除く)が1,000千円を超える委員会は20委員会で、中には2,000千円を超える委員会もある。これらの委員会は次年度の活動のためにある程度の繰越金も有している。 一方、数は少ないが、会費を徴収せずに補助金の範囲内で活動している委員会もある。このような状況において、まず活発に活動している委員会については、すでに自主財源及び特定事業補助金で十分に活動が実施できているため、用途を特定しない運営費補助金は必要ないものとする。 次に、会費を徴収せずに活動も活発でない委員会に対しては、会費の徴収を促し活動の活性化を求める必要がある。それでもなお活動が低調であるならば、運営補助金の効果がないこととなり補助金の必要性がない。 以上をまとめると、委員会活動及び運営は、自主財源で行うことを基本とし、八尾市の補助は、行政目的に従い事業を特定した補助金の交付とすべきで、用途を特定しない運営費補助金は必要ないものとする。	平成16年度中に要綱を改訂し、17年度より運営費補助から補助する対象経費を特定した補助方式に改めました。	平成16年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。

3		実績報告書の入手	八尾市は各地区福祉委員会の実績報告書を入手していない。一方、同じく地区福祉委員会への補助である小地域ネットワーク活動推進事業補助金については実績報告書の提出を求めている。補助の目的通りに資金が使用されているか、補助効果が現れているかの判断材料とするために各団体の実績報告書を入手して検討すべきである。 または、地区福祉委員会と協議会とは協力関係にあり、地区福祉委員会活動事業が協議会の事業に含まれるのであれば、協議会から補助事業の成果に関する実績報告、補助金の使途(各福祉委員会における使途)に関する説明書及びそれらを検査した検査調書等を入手することが求められる。	平成16年度より社会福祉協議会を通じて実績報告書を入手し、補助成果等の把握に努めています。	平成16年度より社会福祉協議会を通じて実績報告書を入手し、補助成果等を把握していく予定です。
4		補助金の名称	当該補助事業は協議会を通じて地区福祉委員会の活動費を助成しているが、社会福祉協議会助成金という名称はいかにも協議会への補助のようである。実態を適切に表す名称、例えば「地区福祉委員会〇〇事業補助金」に変更することが望まれる。	平成16年度中に補助金名称の変更を含め要綱を改訂し、平成17年4月1日より適用しています。	平成16年度より補助金名称の変更を含めて要綱を改訂し、次年度より適用する予定です。

高齢者等住宅改造費助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しております。	「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処してまいります。

街かどデイハウス事業補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	平成16年12月27日付で、八尾市街かどデイハウス事業運営補助要綱を改正し改善しました。

2	施設利用対象者選定の厳格化: 介護保険の要支援者及び要認定者の利用	街かどデイハウスの利用対象者は、介護保険制度下での自立高齢者を原則とし、市長が利用を必要と認めた者も対象としている。平成 14 年度の実利用者 536 人のうち、要支援認定者が約 20 人、要介護認定者が約 10 人含まれており、この中には継続的に施設を利用している者が存在する。これらの者は事後的にはあるが担当課が承知しているため、要綱違反とはならないとも思うが、当該事業の第一の目的は自立高齢者の介護予防であること、及び要支援者・要介護者の当該施設利用は介護保険で負担すべき費用を肩代わりしていることとなるため、適切ではない。要支援者・要介護者については、介護保険施設の利用を促し、当該施設の利用は原則的に認めるべきではない。例外的に利用を認める場合は、八尾市の事前承認によるべきであると考え。	要支援者・要介護者への介護保険施設の利用については、平成 16 年度街かどデイハウス実地指導において、各団体に対して個別に介護認定を受けている者は原則として対象外である旨の指導を行いました。 なお、例外的に介護認定を受けているが、介護保険制度を利用していない場合には、その事実を確認の上、個別事情を勘案して利用を認めることとしました。	要支援者・要介護者への、介護保険施設の利用については、平成 16 年度街かどデイハウス実地指導において、各団体に対して個別に指導を行いました。 右記載の事前承認については、各街かどデイハウスの個別事情を勘案した上で検討しているところです。
3	施設利用対象者選定の厳格化: 65 歳未満の者の利用	利用対象者はおおむね 65 歳以上とされているため、65 歳未満の者の利用が見られる。平成 14 年度では、65 歳未満利用者は 40 名近くおり、その中で継続利用者は約半数である。 八尾市内の 65 歳以上人口(平成 14 年度 46,375 人)に対して当該施設の収容人数は 1%にも満たないため、65 歳以上の者の利用を優先させる必要がある。65 歳未満の者の単発の利用程度は容認できるものの、継続利用の場合は、利用が必要な理由を付した書面にて八尾市の事前承認を得る等の手続きが望まれる。	今般の介護保険制度改正の中で、介護予防が非常に重要視されており、介護予防や閉じこもり予防を目的とする本事業は、65 歳以上のみならず、60～64 歳の虚弱な高齢者にとっても求められております。 このため、介護予防の観点から 60～64 歳の方も本事業の対象者として要綱に基づき事業実施していくことが有効な手法の一つであると考えます。	各団体の実態に合わせた運用が必要であるため、現在検討中です。

簡易心身障害者通所授産所運営費補助金

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの措置の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金額の算定誤り	当該補助金は運営補助金と家賃等補助金の 2 つに区分されているため、運営補助金の補助対象経費には家賃等を含めないことが要綱第 6 条で規定されている。しかし、家賃等を控除せずに運営補助金の補助対象経費を集計し、補助金額を算定していた。運営費補助金が 47 千円多く交付されていた。	指摘のあった 47 千円については、新入所者準備費補助金を含めた補助金の精査を行い、適切な処理を行いました。なお、補助対象経費の算定方法については、要綱等の運用を適切に行い、控除の内容等の明確化を図りました。	指摘のあった 47 千円については、新入所者準備費補助金を含めた補助金の精査を行い、適切な処理を行いました。なお、補助対象経費の算定方法についても、平成 16 年度中に要綱等の改正を行い、控除の内容等の明確化を図ることとします。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	今国会で障害者自立支援法の採択が見込まれる状況の中、国における施設の位置付けが不明確なため、府の補助金交付要綱の改正が遅れています。府の要綱改正に合わせて、本件要綱も改正する予定です。	府の補助金交付要綱の改正に合わせて、本件要綱も改正する予定です。
3		収支決算書の内容不備	<p>要綱第 8 条において実績報告の手続が規定され、事業実績書、歳入歳出決算書、利用者出勤状況報告書の提出を求めている。しかし、提出を受けた歳入歳出決算書について、次のとおり 4 点の不備が見られた。</p> <p>1) 歳入歳出決算書に該当する書類について「収支決算書」との標題になっている。実態に合わせて要綱第 8 条を「収支決算書」と変更することが望まれる。</p> <p>2) 収支決算書において補助金収入分に対応する支出とそれ以外の収入分(自己収入等)に対応する支出とを区分していないため、補助金収入分に対応した支出内容や収支差額を把握できない。区分して作成する必要がある。なお、平成 15 年度からは区分して作成している。</p> <p>3) 平成 14 年度上半期の各授産所から提出された収支決算書を閲覧したところ、各勘定科目欄と金額欄の横の摘要欄に用途の記入がないものが 14 の授産所で認められた。年度末の収支決算書には摘要欄の記載があるものの、上半期の収支決算書上においても記載するよう指導する必要がある。なお、これは、要綱上の収支決算書様式には摘要欄にどのような内容を記入するのか例示・説明がなかったことによるものと推測される。要綱上の収支決算書様式に、摘要欄に記載すべきものについての説明文を加えることが望ましい。なお、平成 15 年度からは記入を求めている、とのことである。</p> <p>4) 「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘した事項が生じた原因としては、授産所から提出される収支報告書の「使用料及び賃借料」には家賃金額が含まれて記載されていたためと考えられる。今後は、授産所から提出される収支決算書の「使用料及び賃借料」の科目については、運営補助金補助対象経費分とそれ以外の分を分けて記入し、運営補助金の算定経緯が明確となるようにすることが必要である。</p>	<p>1)については、要綱の改正時に変更する予定です。</p> <p>2)3)4)については既に措置を講じました。</p>	<p>1)については、要綱の改正時に変更する予定です。</p> <p>2)3)4)については措置済み。</p>

<p>4</p>	<p>退職積立金の算定方法明確化</p>	<p>要綱における補助対象経費の規定(要綱第 6 別記)には「指導員の人件費」との記載があるのみで、退職積立金支出の記載は具体的にはないが、退職積立金支出を補助対象とすることは認めている、とのことである。退職積立金繰入額も人件費の一部として補助対象経費とすることは肯定できるので、そのことを要綱上で明確にすべきである。 なお、退職積立金の金額計算根拠については、八尾市担当者は把握していない。また、各授産所における退職金制度の有無も確かめていない。実態は、退職金制度によった積立額ではなく、収支計算上での余剰金額を適当に毎年積み立てている、とのことである。公平性を保つため、八尾市が退職金モデルを制定し、各授産所がそれをベースに適切な退職金制度を設け、その制度により退職積立金を計上するように八尾市は指導する必要がある。</p>	<p>要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。 退職積立金に関するモデル規定については、要綱改定時に作成する予定です。</p>	<p>要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。 退職積立金に関するモデル規定については、平成 16 年度中に作成する予定です。</p>
<p>5</p>	<p>補助金額の見直し</p>	<p>運営補助金の金額は、授産所等の運営に要する費用のうち、市長が必要と認めた経費の合計と授産所等通所者の人数から算定した金額のうちいずれか少ない方の金額としている(要綱第 6 別記より)。授産所等通所者人数から算定する金額については、1 人当たりの月額補助額を 59 千円とし、重度障害者は 77 千円、最重度障害者は 88 千円として、計算している。 対して、大阪府の要綱では、補助金額は授産所等の運営に要する費用のうち、補助対象経費(給料等)の合計と一定の基準額(注)のうちいずれか少ない方の金額の 2 分の 1 を補助金額としている(大阪府要綱第 3 条より)。 したがって、利用人員が多い授産所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。これは、八尾市が 1 人あたりの補助金額を規定しているのに対して、大阪府は 15 人以上の授産所は一定(6,500 千円)の基準額を設けているためである。さらに平成 17 年度からは新要綱が適用され 7 人以上は一定の基準額となるため、7 人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。また、重度障害者が通所者に含まれた場合はさらに八尾市単独負担割合が増加する。 八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10 人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進している。小規模授産施設移行支援助成金(表番号 36)の更なる活用が期待される。これらに対処するため、補助金に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。</p>	<p>府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も改正する予定です。</p>	<p>府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も改正する予定です。</p>

6	要綱上における書類様式例の不備	要綱では、補助金申請時等に必要とされる書類が規定されているものの、各書類の様式例は規定されていない。当補助金は大阪府の補助金交付要綱を根拠としているものであり、大阪府の補助金交付要綱における様式例を利用していたとのことである。実務上の弊害はないが、八尾市の要綱においても書類様式例が規定されることが望ましい	要綱の改正時に行う予定です。	要綱の改正時に行う予定です。
7	補助対象経費の明確化	「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘したとおり、要綱第6条 別記において、補助対象経費が規定されており、補助対象経費から家賃等が除かれる旨が明記されているものの、家賃等補助金額を控除すべきなのか、家賃等の実際の支出額を控除すべきなのかが不明確である。明確に記載する必要がある。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。
8	要綱の表現が不正確	要綱の第7条では「第5条の補助金交付額の確定後、交付する」とされているが、第5条は補助金交付額の決定についての規定であり、確定ではない。補助金の確定は第9条で規定されている。第7条の表現を「第9条の補助金交付額の確定後、交付する」と修正する必要がある。一方、要綱第8条における「補助金の交付を受けたものは、前期…」とあるが、「補助金の概算払を受けたものは、前期…」と修正する必要がある。	要綱の改正時に修正を図る予定です。	要綱の改正時に修正を図る予定です。

簡易心身障害者通所授産所整備費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。
2		施設、設備整備補助金を規定する要綱の妥当性	簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の要綱第6条(4)には、「施設、設備整備費補助金」が規定されている。しかし、「施設、設備整備費補助金」は簡易心身障害者通所授産所整備費補助金のうちの一部の補助金である。 施設、設備整備費補助金は、冷暖房設備等の施設に係るものを補助対象とし、設備購入費用の補助であり、八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱ではなく、整備費補助金交付要綱で規定すべきである。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。

3	<p>工事業者選定作業への指導</p>	<p>補助対象事業者が授産所建築、改築工事を工事業者へ発注するに際しての、工事業者選定方法については、八尾市からの指導は実施されていない。現在までに、八尾市の指導により三者見積書を入手した例が1例あったとのことであるが、他の場合は、補助対象事業者からの請求書、領収書を入手するのみとなっており、適切な工事金額となっているかの八尾市側からの検証ができない。複数業者からの見積書を入手し契約相手を選定するように指導することが望ましい。現在、八尾市の取引における契約相手は、原則として八尾市契約検査室の登録業者から選定している。一定水準以上の補助対象工事についても八尾市契約検査室登録業者とするよう指導することが望ましい。このように複数の業者からの見積書入手や工事業者を八尾市契約検査室登録業者とする等の方法により、工事内容の品質保証と工事費削減が図られるものと考え。</p>	<p>(措置済み)</p>	<p>今後、簡易心身障害者通所授産施設の新設の具体的な話が出てきた際に、指導します。</p>
4	<p>収支予算書への名称変更</p>	<p>整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者に提出を求める書類が規定され(3)歳入歳出予算書、とあるが、要綱上における書類様式では標題が「改築費補助金収支予算書」となっている。「収支予算書」と要綱上の規定を修正することが望まれる。</p>	<p>要綱改正時に修正を図る予定です。</p>	<p>要綱改正時に修正を図る予定です。</p>
5	<p>土地の登記簿謄本及び使用承諾書について</p>	<p>整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者へ提出を求める書類が規定され(7)「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」とあるが、賃借している物件を整備する場合は登記簿までも提出を求める必要はなく、使用承諾書のみで足りる。実態においても使用承諾書のみを入手を実施している。要綱を「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」ではなく、「自己所有の土地の場合は土地の登記簿謄本、借用土地の場合は使用承諾書」とする必要がある。</p>	<p>要綱改正時に修正を図る予定です。</p>	<p>要綱改正時に修正を図る予定です。</p>

6		書類様式の要綱上未規定	建築費・改築費等補助金について補助金交付申請書等の書類様式を整備費補助金交付要綱で制定しているが、施設、設備整備補助金に関する補助金交付申請書等の書類様式は制定しておらず、建設費・改築費等補助金の様式を準用している。早急に規定することが必要である。	要綱改正時に規定する予定です。	要綱改正時に規定する予定です。
7		概算払の理由未記載	整備費補助金交付要綱にて概算払による補助金の支払いを認めている(整備費補助金交付要綱第9条2より)。しかし、補助金交付申請書において、概算払を求める理由の提出を求めている。概算払による補助金支払いは例外的な内容であり、概算払を行う際にはそれを例外的に認めた理由を記載できるように交付申請書に記載欄を設けることが望ましい。	要綱改正時に是正する予定です。	要綱改正時に是正する予定です。

精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき補助金交付要綱を改訂する必要がある。	本要綱の単価改正が予定されているため、その改正と併せて、改訂する予定です。	要綱改正時に八尾市補助金交付規則に沿った改訂を図る予定です。

精神障害者地域生活援助事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	指摘内容に基づき改訂いたしました。	要綱改正時に八尾市補助金交付規則に沿った改訂を図る予定です。
2		検査の未実施	補助金額は、施設利用定員に応じた補助基準額と補助対象経費(報酬等)の実績値のうちいずれか低い金額であり、補助対象経費の実支出額の確認が重要な手続きとなる。しかし、歳入歳出決算書の内容について、領収書、関連証憑等による検査が実施されていない。検査を実施することが望まれる。なお、平成 14 年度の全補助対象先(2 箇所)については、補助対象経費の金額の方が補助基準額より少なかった。	平成 16 年度分については 3 月に検査しました。今後も毎年度 3 月に検査を行います。	毎年度 3 月中に検査を行います。

知的障害者授産施設分場(通所)運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。	平成 17 年度交付分から、八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。
2		補助金額の見直し	<p>当補助金の主たる目的は、無認可作業所から社会福祉法人立の授産施設分場に移行することで底地(借地)面積や規模が大きくなり、無認可作業所時代に比べて増加する投資・運用経費分に対して補助を行うことである。平成 11 年度の制度設置後、補助対象者(=補助受給者)は、現在、1 社会福祉法人のみである。</p> <p>この補助金の対象授産所は、分場に移行することにより、八尾市簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の補助対象外となるが、当該補助金を受けることで補助金受給の機会逸失を回避できるとのことである。現在はこの 1 社会福祉法人の授産所分場は 1 箇所である。かつてあった、2 箇所の授産所を統合したから、という理由から補助金額が「八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱により補助を受けていた施設補助額(720 千円)×2施設=1,440 千円」と算定されている。当補助金とは分場の家賃の補助であり、すでに 1 箇所しかない授産所分場に対して、統合前の 2 箇所分まで補助金を交付することは補助金の趣旨に合致しない。</p> <p>また、八尾市簡易心身障害者通所授産所運営費補助金における補助金額は家賃、賃借料、共益費の 2 分の 1 以内とし、上限月 60 千円としている。当補助金についてもその制度趣旨を鑑みて、「八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱により補助を受けていた施設補助額」を補助金額計算根拠とせず、「現在開設している分場の家賃、賃借料、共益費の 2 分の 1 以内(上限月 60 千円)」とし、要綱を改訂すべきである。</p>	H17 年度交付分より、1ヶ所分として、月額 60 千円を限度額として補助を行っております。	平成 17 年度交付分から、ご指摘に沿った補助金額となるよう要綱を改正する予定です。

精神障害者共同作業所運営事業費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	指摘内容に基づき改訂いたしました。	要綱改正時に八尾市補助金交付規則に沿った改訂を図る予定です。
2		検査の未実施	家賃補助以外の補助対象経費の内容については、八尾市の担当者は収支決算書の入手により概括的に把握しているのみであり、検査を実施していない。補助金額は補助対象経費(A)と4月及び10月の平均利用者数による施設のランク別の金額(B)とのうち少ない方の金額となるが、通常(B)の方が少額となっていると考えられているが、(B)の方が低額であることを確かめるためにも、補助対象経費の検査は必要である。具体的には、各施設へ帳簿、証憑閲覧による検査を年1回程度実施し、その記録を残す必要がある。	平成17年3月に検査を実施いたしました。	現在、当補助金の対象となっている授産場については、平成17年度より小規模授産場に移行する予定であり当補助金対象授産場は該当なしとなります。補助金の上限額設定の検討も必要であるが、新規授産場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合的な判断のもと検討してまいります。 なお、平成16年度に関する検査は、平成17年3月中に行う予定です。
3		補助金額の見直し	大阪府の補助金要綱が改訂され、平成17年度からは新要綱が適用され10人以上は一定の基準額となるため、10人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。これにより、利用人員が多い作業所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進しており、小規模授産施設移行支援助成金の更なる活用が期待される。これらに対処するため、当補助金額に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。	現在、当補助金の対象となっている授産場については、平成17年度より小規模授産場に移行する予定であり当補助金対象授産場は該当なしとなります。補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授産場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合的な判断のもと検討してまいります。	現在、当補助金の対象となっている授産場については、平成17年度より小規模授産場に移行する予定であり当補助金対象授産場は該当なしとなります。補助金の上限額設定の検討も必要であるが、新規授産場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合的な判断のもと検討してまいります。

5		書類の再作成	補助対象先の収支決算書を補助金交付確定の決裁添付資料としている。この添付資料の作成について担当者から聴取したところ、収支決算書は各作業所から提出を受けていた手書の収支決算書から八尾市担当者がパソコンで転記作成したものを決裁添付資料としているとのことである。各作業所から提出された収支決算書をそのまま決裁添付資料とするべきである。	(措置済み)	平成16年度より対応済です。
---	--	--------	--	--------	----------------

小規模授産施設移行支援助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。	八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。

八尾市高齢クラブ活動助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しております。	「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処します。

2		連合会に対する補助規定の未整備	<p>(A)補助対象 運営要綱には、連合会などの事業に対して補助するのかの規定がないため、補助対象事業が明確になっておらず、実質は運営費補助となっている。要綱に、補助対象事業及び補助対象経費を明確に規定しておく必要がある。</p> <p>(B)実績報告 運営要綱には高齢クラブの活動報告書及び収支決算報告書を求める規定はあるが、連合会の活動報告書及び収支決算報告書を求める規定がない。現状では、翌年度の補助金申請時(5月末まで)に、連合会一般会計の事業報告書及び収支決算書を添付資料として提出を求めている。一般会計全体の決算書は重要ではあるが、全体決算書には他の補助金や他の収入に対応する活動内容及び事業費も含まれているため、当該補助金収入に対する支出内容が明確ではない。したがって、運営要綱において、当該補助金に対応する活動内容及び事業費を明確に区分した活動報告書及び収支報告書の提出を規定し、これらを手にしたうえ、補助金が運営要綱の趣旨に則り活用されているかを確認する必要がある。</p>	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しております。	ご指摘の内容を含め平成16年度末に運営要綱を改正する予定です。
---	--	-----------------	--	----------------------------	---------------------------------

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業助成金

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	実績報告書未入手	要綱によると、事業の成果等を記した事業実績報告書を市長に提出すると規定しているが、実績報告書は提出されていない。補助事業の実績報告書を手にする必要がある。	(措置済み)	平成16年度から事業実績報告書を提出するよう改善しました。

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しております。	「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処します。

3		連合会の基盤強化について（連合会全体に対する意見）	<p>現在、高齢クラブへの助成事務（申請受付、交付事務及び報告書の取りまとめ等）及び連合会の決算書作成、総会事務等多くの事務を高齢福祉課で行っている。</p> <p>連合会においても、専任・専従職員体制を確立し、事務局業務を順次受入れていくことが必要である。</p> <p>また、連合会は、高齢クラブからの直接の会費徴収はなく、八尾市の各高齢クラブに対する活動助成金の一部（総額 1,638 千円）を会費見合いとして収入しているほか、収入の大部分を助成金に頼っている。連合会活動の活性化のためには、財源確保が重要であり、自主活動の基盤として自主財源確保の方策が検討されるべきと考える。</p>	<p>会計事務については、17 年度から連合会事務局に一部移管をしたところです。</p> <p>また自主財源の確保については、友愛福祉活動募金を創設し、友愛訪問活動の経費に充てています。その他ご指摘のことは、団体と引き続き協議をします。</p>	ご指摘のことは、団体と協議しています。
---	--	---------------------------	--	--	---------------------

高年齢者労働能力活用事業費補助金

（意見） 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しております。	「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処します。
2		補助金額の見直し	<p>社団法人の公益事業は、会員からの会費収入及び法人の目的に反しない範囲で実施される収益事業の収益によって賄うのが基本である。自らの努力した後になお資金が不足する場合に補助金その他外部からの資金に頼るべきものである。シルバー人材センターの安定した運営のためには、支払準備のための現金預金や正味財産の保有は必要であることは認める。したがって、必要資金等を合理的に見積り、その金額まで保有できれば、それ以降は基本に戻り、運営費の不足部分についてのみ運営費補助とすべきと考える。</p> <p>今後は資金の増加の必要はなく、八尾市は人件費全額の補助ではなく、収支不足額を補助することで足りる。補助額の見直しが必要である。</p>	ご指摘の内容をふまえ、シルバー人材センターに改善指導しますとともに、補助金のあり方について協議してまいります。	人材センターと指摘事項について協議してまいります。

高齢者ふれあい入浴事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しております。	「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処します。
2		事業の見直しが必要	当該事業は「ぬくもりとやさしさのある地域社会づくり推進事業の一環」としているが、高齢者がひとりであるいは家族と一緒に浴場に入浴することのみでは地域とのふれあいが十分ではなく、この目的の事業としては相応しいとは言い難い。目的にふさわしい事業とするためには、浴場の場所を利用して、地域とのふれあいを図る工夫が必要である。また、現在、対象者を70歳以上としているが、60歳以上又は65歳以上とすべきではないかと考える。 高齢福祉課においても、もっと効果的な事業の実施が必要との認識から、平成15年度に新たな事業を4浴場(各浴場先着40名)において実験的に実施したが目的に沿った適切な事業であると賛同できる。今後は、このような事業に切り替えていくことが望まれる。	高齢者の生きがい施策としては、60歳または65歳以上を対象と考えておりますが、無料入浴の対象者の年齢を60歳または65歳以上にすることは、団体と協議した結果、市だけでなく浴場組合側の負担増となるため、現段階では実施は困難です。 ふれあいの湯事業は実施浴場数を順次増やし17年度は12カ所で9月に実施いたします。 17年度はモデル実施の最終年であり、18年度以降については今年度中に浴場組合とも協議の上、検討してまいります。	無料入浴対象者の年齢引き下げは財政状況から不可能です。 また、ふれあいの湯事業については、平成16年度8カ所実施し、平成17年度は12カ所で事業を実施していく方針です。 平成18年度からは本格実施に向けて検討しています。

3	補助金額の見直し	<p>現在実施している一定日の高齢者の入浴に対する補助を継続するのであれば、補助金額の見直しが必要であると考え。現在の方式には次の2つの問題点がある。</p> <p>(A)定額補助であり、浴場への運営費補助要素が強い 補助金算定における入浴予定者数は1回1,400人(50人×28浴場)であるが、入浴実績数はすべての月で予定人数を下回っている。実績の月平均入浴者数は1,070人で予定の76.4%である。このため、入浴者一人当たり補助金は予定では180円であるが、実績においては235円にもなっている。実績による補助金の減額は行わず当初予定どおりの金額を交付しているのは、当該補助事業は個人給付的事業ではなく浴場無料解放事業と言う考え方によっているためとの説明を受けた。しかし、これでは、浴場の運営費補助の要素が強く、本来の目的を達成しているとは言い難い。</p> <p>(B)浴場別に利用者実績を確認しておらず、効果測定が不十分 八尾浴場組合からは毎月の浴場利用者数の報告を受けているが、それは28浴場の合計利用者数のみであり、浴場毎の利用者数報告ではない。浴場により、利用者数が異なると思われるが、それを確認することなく、一律定額補助を実施している。このため、地域別の事業の効果測定ができていないのが現状である。また、利用者数の少ない浴場に対してより厚い補助をしていることとなり、この面でも浴場の運営費補助に近いものとなっている。</p> <p>これら問題を解決し事業の効果を上げるためには、利用者人数に応じた補助額とすることが考えられる。なお、利用者単位当たりの補助額とした場合には、水増し報告の可能性が考えられる。この防止策の一例として、利用者本人に氏名及び年齢を記載してもらう方法により利用者名簿を作成し提出を求めることも一方法である。</p>	<p>事業の開始当時は、浴場の支援策としての役割もありましたが、ご指摘のことについては、これまで数回浴場組合と協議を行っておりますが、合意に至っておりません。今後は、庁内関係課と調整を行うとともに引き続き浴場組合と協議しながら適正な補助金執行に努めてまいります。</p> <p>なお、浴場別利用者実績については、指摘を受けた後、浴場別、月別に利用人数の報告を求めています。</p>	<p>事業の開始当時は、浴場の支援策としての役割もありましたが、ご指摘のことについては、今後団体と協議しながら適正な補助金執行に努めてまいります。</p>
---	----------	---	--	---

4		補助金の交付時期	補助金の交付は交付決定後 6 月頃に一括交付している。しかし、補助金交付の原則は事業終了後である。当該事業においては当該補助金がなければ補助事業者が資金繰りに困るとも考えられないため、原則どおり事業終了後に交付すべきである。なお、必要があれば、概算払いの規定を設け、それを利用すれば良いと考える。	平成 17 年度中に予定をしている要綱改正に合わせて、概算払いの規定を設けてまいります。	ご指摘のことについては団体と協議をし、適正な補助金執行に努めてまいります。
---	--	----------	--	--	---------------------------------------

八尾市民間保育所運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	保育所の財政状態の考慮	実績報告書添付の決算書によると、各保育所施設会計の平成 14 年度の決算状況は、相当額の当年度剰余金、累積年度剰余金(その他積立金を含む)が発生している。また、法人の各会計間で会計間取引(経理区分間繰入金収入・繰入金支出)が行われている。 財政的に余裕があり自立して保育所経営を行うことが可能、と判断された民間保育所については、保育内容及び運営の充実という目的で補助金を交付する必要性は乏しい。補助金額の算定にあたり、各保育所の財政状態を考慮することが必要と考える。	平成 17 年度当初予算編成時に補助項目や単価についての見直しを行い、その内容に応じて平成 17 年度当初に要綱改正を行いました。 平成 17 年度より、国の保育所施設整備費補助制度が大幅に変更となり、今後の整備にあたっては法人自己資金比率が高くなります。これらの点をふまえて、私立保育所における保育の充実のために、平成 18 年度以降の補助制度のあり方について私立保育所との協議を行っているところです。	本補助金については、平成 18 年度以降に全面見直しを予定しているところです。保育所施設整備国庫補助金が減額され、保育所運営費の地域区分の見直しによる減額など、私立保育所をとりまく環境が厳しくなっているところです。今後、法人自己財源による施設整備が主流となることが見込まれるため、「財政的に余裕があり自立して保育所経営をおこなうことが可能と判断される保育所」の基準を含めて、補助金の見直しが必要と考えられます。なお、平成 17 年度当初予算編成時に、項目や単価の見直しを行いました。
2		保育所の決算状況	事業活動収支計算書について、当期活動収支差額と貸借対照表の()書きとが一致していないこと、前年度の次期繰越活動収支差額と当年度の前期繰越活動収支差額とが一致していないこと、前年度の補助金収入とすべきものを当年度の収入にしていること等、不正確な点が多かった。財政状態を正しく把握するために、八尾市は、各民間保育所から正確な決算書を入手すべきである。	平成 16 年度については、各施設において最終確定された正確な決算書を入手いたしました。 決算書の内容に関する指導は、大阪府健康福祉部医務・福祉指導室法人指導課の所管ですが、市としても私立保育所の財政状態を正確に把握しておくために、今後も決算書を入手していく予定です。	旧要綱では決算書の提出を実績報告書と同時期に求めていたことにより、決算見込み段階の決算報告書が提出された可能性が高いと考えます。新要綱では、決算確定後に決算報告書を提出することを規定しており、今後正確な決算報告書を保育所から入手します。なお、決算書の内容に関する指導は、大阪府健康福祉部医務・福祉指導室法人指導課の所管であります。

八尾市民間保育所地域子育て支援センター事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	事業収支計算の正確性の検証	民間保育所地域子育て支援センター事業補助金は、実支出額と算定基準額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする旨が要綱上定められている。この検証のために利用するのが、実績(精算)報告書の事業収支計算である。事業収支計算の収入合計に計算間違いがあった。補助基本額の正確性を検証するためには、実績報告書の事業収支計算のチェックが必要である。実態を正確に示している事業収支計算でなければ意味はない。八尾市には、民間保育所に対して金額の間違があると思われる事業収支計算について間違いの指摘及び事業の実態を正確に示す事業収支計算の作成指導が望まれる。	平成16年度の実績報告において要綱及び様式の改正等を行い、各種事業の事業収支をより正確に把握できるように改善いたしました。	平成15年度分実績報告書より、提出後の審査を徹底し、不正確な計算については修正を求めることにより改善策を講じました。また、平成16年度末に実績報告書を提出する時期にあわせて、要綱改正を行い、実績を確認できる様式といたします。

八尾市民間保育所整備費補助

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	領収書の入手の不備と支払いの確認に関する要綱の不備	事業実績報告書の様式 4 号別紙 2 によると、工事代金の内、支払済のものについては工事請負契約書とともに支払領収書の写しが実績報告書の添付資料として要求されている。しかし、大抵の工事は補助金の交付を受けてから工事請負者に工事代金の支払をするため、実際、領収書の写しを入手するのは前金の支払が生じた時だけである。しかし、交付された補助金が実際に補助目的どおり支出されることを確認するために、事後であっても八尾市は領収書を入手することが必要であり、補助対象経費全額の領収書の入手を要綱に定めるべきである。さらに、実績報告書(事業の完了した日から 30 日を経過するまでに提出)の添付資料として請求書の写しを入手し、支出内容を確認すべきであり、請求書提出を要綱上定めるべきである。	平成17年2月に八尾市社会福祉施設整備費補助金(保育所)内規を制定し、実績報告の添付書類等について決めました。この内規は平成16年度に交付する補助金から適用しております。	本補助要綱については、平成15年度にて廃止とし、他の社会福祉施設の整備費補助金とともに「八尾市社会福祉施設整備費補助金交付要綱」へ統合しました。この要綱では、実績報告の添付書類等については規定しておりません。添付書類等も含めて、保育所整備分の取扱いの内規を定める必要があると考えられるため、平成16年度事業分を対象として、16年度末までに内容を確定する予定です。

<p>2</p>	<p>工事完了確認資料の入手</p>	<p>実績報告書の様式(様式4号別紙2)は、「工事完了を確認するにたる検査済証の写(建築基準法第7条第3項による検査済証の写し又は地方自治法234条の2条1項による検査調書の写)」を実績報告書の添付資料として要求している。八尾市は検査済証をもって工事完了確認資料としているとのことであった。しかし、建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項((2)④参照)でいうところの検査済証は、同項の検査をした「建築物及びその敷地が建築基準法関係規定に適合している」ことを認めたもので、検査済証の入手だけでは請負工事契約の履行、引渡は確認できない。実際、検査済証の日付の数ヵ月後が工事の完成、引渡の時期になっていた。事業の完了、即ち工事完了の確認のためには、検査済証は当然必要だが、さらに、その後請負工事契約の履行、引渡がなされたことを確認するために、八尾市職員による検査の報告書が必要であり、その旨を要綱上明確にすべきである。</p>	<p>補助金実績報告の添付書類については八尾市社会福祉施設整備補助金(保育所)内規において規定しました。また、平成16年度補助金交付分から、大阪府による竣工検査に同行することにより八尾市職員による検査を実施いたしました。</p>	<p>補助金実績報告の添付書類の一つに含まれるものと解されますので、上記の添付書類等に関する規定を定めるものとします。また、検査については、事務効率の観点から、大阪府による竣工検査に同行する等の対応を検討しております。</p>
<p>3</p>	<p>要綱の不備</p>	<p>要綱第5条(補助金の交付の申請)によると、「補助を受けようとするときは、申請書を別に指定する期日までに市長に提出しなければならない」とあるが、ここでいう別に指定する期日を定めた根拠規定は存在しなかった。現状は、補助金交付申請書は、府の申請書とほぼ同時期に提出している。 当該補助金は大阪府補助事業の場合であることが前提条件であるので、現状の申請書提出日であっても問題はないと考える。しかし、申請書の提出期限について現状の要綱の表現では不明確であるので、これを明確にする必要がある。</p>	<p>平成17年2月に制定した八尾市社会福祉施設整備費補助金(保育所)内規では、申請書の提出期限を定めるに至らなかったところですが、国の補助制度の大幅な見直しにより、八尾市社会福祉施設整備費補助金では対応し難い状況となっております。平成18年度以降の整備事業に向けて、八尾市としての補助制度のあり方を検討しており、要綱改正にあわせて、手続きを明確にする予定です。</p>	<p>「八尾市社会福祉施設整備費補助金交付要綱」では交付申請時期の規定はしておらず、添付書類等も含めて、保育所整備分の取扱いの内規を定める必要があると考えられるため、平成16年度末までに内容を確定します。</p>
<p>4</p>	<p>実績報告書(様式4号別紙2)の添付書類の根拠法令間違い</p>	<p>「工事完了を確認するにたる検査済証の写(建築基準法第7条第3項による検査済証の写し又は…(以下省略))」を実績報告書の添付書類として提出することが、実績報告書の様式上義務付けられているが、根拠法令は建築基準法第7条第3項ではなく、建築基準法第7条第5項若しくは建築基準法第7条の2第5項であった。実績報告書様式の修正が必要である。</p>	<p>八尾市社会福祉施設整備費補助金(保育所)内規を制定し、対応いたしました。</p>	<p>他の様式等の見直しと合わせて平成16年度末までに修正を行います。</p>

八尾市三師会国保事業協力助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	保険年金課	補助金の見直し	三師会への補助は、国民健康保険事業に関して協力を受けていることから継続されていると思われる。具体的協力の例として、年に 1 回「健康・医療・福祉展」を三師会合同で主催、八尾市ほかの後援で開催している。また、保険制度改革や新制度導入(最近事例としては、老人医療制度改革、短期健康保険証制度導入等)に当たり、被保険者に制度を周知徹底するため三師会に協力を求めており、これは有効な手段となっているとのことである。しかし、各会とも会活動費は数千万円単位と大規模であり、自主財源で会の運営を行うことは十分可能である。また、医療関係に携わるこれらの会及び所属医師等が医療行政に協力するのは当然のことと考える。また、八尾市からの補助金は運営補助金として交付しており、金額的に多額でないことから、八尾市は各会の活動にほとんど関与していないとのことである。このような状況を勘案すると、各会に対する運営補助金は必要ないと判断でき、廃止が求められる。なお、もし「健康・医療・福祉展」開催の財源が乏しいのであれば、八尾市は当該催しの後援者としていくらかの補助金を交付することは認められるものと思われる。	(措置済み)	各会への運営補助金と捉えられている助成金については、廃止を行いました。また、健康・医療・福祉展については、市として当該事業へ参画するなど、事業効果が見込まれるため、当該事業を推進するとの趣旨で、「健康・医療・福祉展助成補助金交付要綱」を策定し、補助制度を整備しました。
2	保険年金課	補助金交付要綱の作成	当該補助金については、交付要綱が整備されておらず、毎年起案決裁等に基づき交付が行われている。補助事業を継続する場合には、交付要綱を整備することが求められる。	(措置済み)	健康・医療・福祉展への補助制度を創設し、「健康・医療・福祉展助成補助金交付要綱」を策定しました。

八尾北医療センター保守保安経費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	要綱を廃止いたしました。	要綱上の不備については、今後、検討し整備を行ってまいります。

小児夜間救急診療助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	要綱の不備については検討・整備中です。	要綱上の不備については、今後、検討し整備を行ってまいります。

中学校クラブ活動近畿・全国大会参加費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	指導課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	「補助金等交付基準」に基づき、平成16年8月10日に、補助金交付要綱を制定・施行しました。
2		宿泊料について	宿泊料については、活動旅費支給基準は、1人1泊8,000円を限度に宿泊料の実績額を補助することが定められている。補助対象経費としては、実績報告書の様式の宿泊料金については【8,000円×泊数×(生徒数+引率者数)】と記載されており、実際、1人1泊につき8,000円で計算されている。しかし、宿泊料金の1人1泊あたり実経費が補助金算定基準額の限度額である8,000円より少なくなる可能性は十分にあり、補助対象経費は算定基準額と実経費を比較して少ない方と要綱上定めるべきである。実績報告書に実経費欄と算定基準額(=8,000円×泊数×(生徒数+引率者数)欄を設け、両者を比較の上、少ない方を補助対象経費とする様式を設定すべきであると考え	上記補助金要綱の補助基準に「実費額が8,000円を下回る場合は、その差額分の返還をうけ、戻入するものとする」と明記いたしました。	実績報告書の指摘を受けた項目については、実経費が8,000円より小額になった場合、実費額を記入し算出するよう整備します。

八尾市校長会に対する研修助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	指導課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、前回報告のとおり対応方針を確定しました)	H17年度予算要求において、旅費に変更しました。

2		要綱の整備について	<p>事務処理の運用上の方針はあるものの、要綱については、他部署予算の校長会研修助成金と共通であるため、補助目的、補助対象、補助金額について、要綱上明確にされていない。</p> <p>指導課予算の校長会研修助成金と他部署予算の校長会研修助成金について、補助事業の運用が別であり、研修会の内容上別々の運用である方が効率的に運用できる、という現実の状況から判断するに、それぞれの部署で要綱を整備し、事務処理を明確に定める必要がある。</p>	(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、前回報告のとおり対応方針を確定しました)	H17年度予算要求において、旅費に変更しました。
---	--	-----------	--	---	--------------------------

八尾市盲・聾・養護学校就学奨励補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	補助金交付要綱を改正いたしました。 決裁日「平成17年1月6日」
2		補助金確定規定の不備	当該補助金については、要綱に補助金確定条項がない。実際の運用は、毎年1月末を期限に補助金対象者について補助金対象者から教育委員会に直接交付申請書が提出され、2月初旬に補助金交付決定される。この交付決定額が補助金確定額になっている。年度末に学校より「転校・退学等」の異動報告により、補助金額を確定し、精算するという手続に関する規定がない。補助金の確定及び精算に関する規定を要綱上定めるべきである。	(措置済み)	補助金交付要綱を改正いたしました。 決裁日「平成17年1月6日」

3		補助単価の見直し	要綱の補助単価は、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」に係る支給補助単価である、「特殊教育就学奨励費補助金(特殊学級分)の要・準要保護単価等①」の学用品購入費を準用して定めたものである。その後国単価は変更され、平成14年度現在、小学校11,100円、中学校21,700円(学用品購入費)になっており、八尾市の要綱の補助単価とは一致していない。当該補助金は国の法律に基づき市町村が補助事業を実施するものだが、八尾市は、国の基準を参考に市独自の要綱に基づいて実施する手法をとっているため、必ずしも補助単価を国の基準に合わせる必要はない。しかし、当初準用していた国単価と要綱の補助単価が相違している現在、市の制度として必要な補助単価を検討し、その金額の妥当性を明らかにしておくべきである。	(措置済み)	補助金交付要綱を改正いたしました。 決裁日「平成17年1月6日」
---	--	----------	--	--------	-------------------------------------

八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	補助金交付要綱を改正いたしました。 決裁日「平成17年1月6日」
2		保護者受領印の確認	就園奨励費補助金及び就園助成費補助金は個人助成であるため、最終的に、各保護者に就園奨励費補助金及び就園助成費補助金が交付されたことを確認するのは重要な手続である。しかし、八尾市は保護者へ就園奨励費補助金及び就園助成費補助金を直接振込んでいないため、保護者に就園奨励費補助金及び就園助成費補助金が交付されている事実を確認するためには、就園奨励費・就園助成費交付決定者名簿兼受領書における受領印の確認をすることが必要になる。実績報告書の提出時に、添付書類として就園奨励費・就園助成費交付決定者名簿兼受領書の提出を義務付け、その受領印の有無を八尾市でチェックすることが必要である。	(措置済み)	補助金交付要綱を改正いたしました。 決裁日「平成17年1月6日」

八尾市私立幼稚園就園助成費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	補助金交付要綱を改正いたしました。 決裁日「平成17年1月6日」
2		補助金額の見直し	就園奨励費補助金及び就園助成費補助金の目的は、私立幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担軽減を図ることにあるが、そうすることによって、保護者が負担する保育料の公立・私立間の較差は正をも図ることも意図しているとのことである。八尾市の公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担については、公立幼稚園と私立幼稚園には明らかに較差がある。公立幼稚園の4歳児待機児童問題が生じており、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の較差が大きい現在の状況では、公立に入園を希望するが、抽選漏れのためやむをえず私立に入園するというケースが生ずるため、「私立幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担軽減を図り、公立・私立間の保護者負担の較差は正を図る」という趣旨の就園助成費補助金の必要性はある。就園奨励費補助金は所得に応じて所得の低い層が多く補助金を受けられる制度になっている。一方、就園助成費補助金は、保育料から就園奨励費補助金を差引き保護者負担額が公立保育料を上回った場合にその差額分につき、31千円を限度に補助金を受けられることになっており、就園助成費補助金のみに着目すると、所得の低い層が必ず多く補助金を受けられるとは限らない。 就園助成費補助金の目的が「私立幼稚園に就園する幼児の保護者の保育料を軽減する」(要綱第1条より)ことにあることから考えるに、就園助成費補助金についても就園奨励費補助金同様に、所得層を段階化して補助金額を定めることが妥当であると思われる。ただし、保護者負担額が公立保育料を上回る場合のみ助成するという条件はやはり必要である。なお、八尾市は公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担較差は正の方法についての検討は必要と認識しており、すでに、公立幼稚園の保育料並びに保育料の減免及び就園助成費制度について検討中とのことである。	制度の趣旨である保護者の経済的負担軽減及び保育料の公私間格差是正を図ることを目的とし、補助金のあり方、本市の財政状況も勘案に入れて補助してまいりたいと考えています。	制度の趣旨である保護者の経済的負担軽減及び保育料の公私間格差是正を図ることを目的とし、補助金のあり方、本市の財政状況も勘案に入れて補助してまいりたいと考えています。

3		保護者受領印の確認	就園奨励費補助金及び就園助成費補助金は個人助成であるため、最終的に、各保護者に就園奨励費補助金及び就園助成費補助金が交付されたことを確認するのは重要な手続である。しかし、八尾市は保護者へ就園奨励費補助金及び就園助成費補助金を直接振込んでいないため、保護者に就園奨励費補助金及び就園助成費補助金が交付されている事実を確認するためには、就園奨励費・就園助成費交付決定者名簿兼受領書における受領印の確認をすることが必要になる。実績報告書の提出時に、添付書類として就園奨励費・就園助成費交付決定者名簿兼受領書の提出を義務付け、その受領印の有無を八尾市でチェックすることが必要である。	(措置済み)	補助金交付要綱を改正いたしました。 決裁日「平成17年1月6日」
---	--	-----------	---	--------	-------------------------------------

八尾市私立幼稚園事務協力金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	補助金交付要綱を改正いたしました。 決裁日「平成17年1月6日」
2		事務協力金の内容について	就園奨励費等補助事業にかかる申請事務及び就学時健康診断にかかる事務は、何れも市が行う事業の事務である。八尾市の事務に協力した幼稚園に、事務経費の一部を事務協力金として交付している、というのが当該事務協力金の実態と思われる。要綱によると、事務協力金の交付目的は「八尾市の私立幼稚園並びに幼稚園教育の振興を図る事を目的とする」とあり、実態と要綱の目的の関係が明確ではないと思われる。当該補助金の交付は、就園奨励費補助事業にかかる事務手数料及び就学時健康診断に係る事務手数料の支払いであることが実態であるため、八尾市は、事務手数料を補助金として交付することが妥当か否かの検討が必要である。	(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、前回報告のとおり対応方針を確定しました)	公立幼稚園と私立幼稚園が連携協力して幼稚園教育の振興を図っており、幼稚園教育「就学前教育」は多様化する市民ニーズにより、より一層の連携協力が不可欠であり、この事務協力金の執行については幼稚園教育の振興を図る上で必要とされ、補助金として支出している経緯のあるものであります。現在において、指摘のとおり実際の事務量に係る委託等に変更した場合、現行の執行金額以上の市費負担は明白であり、本市の財政状況を勘案に入れて困難であり、よって現行の制度のまま継続とします。

学校法人大阪朝鮮学園に対する補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	補助金交付要綱を改正いたしました。 決裁日「平成17年3月8日」 (法人給付から個人給付に改正も含む。)	補助金交付要綱を改正いたしました。

養護学級センター校通学通級費助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	指導課	補助金交付要綱の作成	国の制度に基づく補助金であったとしても、市の補助金交付要綱を整備し、関係諸規定に基づく事務処理を定めることが必要である。	交付要綱につきましては、改正作業中です。	「補助金等交付基準」と照らし合わせ、改訂に向けて検討中です。

八尾市PTA協議会に対する助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習課	余剰金についての概念の明確化	<p>次年度繰越金が八尾市からの助成金を含むいかなる収入から生じたものであるかの断定は不可能であるが、運営費補助として助成した一方で次年度繰越金が生じていることを考え合わせると、当該次年度繰越金は返還条項に規定する余剰金であると判断せざるを得ない。</p> <p>しかし、余剰金についての明確な概念規定が無いことから、その解釈に混乱が生じており、余剰金の返還には至っていない。</p> <p>当該余剰金の返還についての問題が生じた原因は、交付指令書に規定する余剰金について明確な概念の定義がなされていないためであり、返還を求めるべき余剰金についての概念を明確に定める必要がある。</p> <p>特定の事業のために費消されるための収入を除いた助成金を含む総収入から、円滑かつ持続的な団体運営に要する費用を控除した場合に残額を生じれば、それは余剰金として返還すべきである。しかし、運営についての予期せぬ環境の変化や事業の実施に際しての状況の変化に柔軟に対応して当初の目的を達成するためには、収支予算上においてもそのような事態に対処できるように合理的な範囲内の金額でリスク対応的な引当積立金を持つことは、助成の目的に沿う合理的なものであると考えられる。協議会の収支計算書の次年度繰越金についてもそのような性格を帯びていることは否定しないが、次年度繰越金のうちのリスク対応的な引当分と返還の対象となるべき本来の余剰金の部分とが判然としないうちに問題がある。今後はリスク対応的な引当分は繰越金から分離してその内容を示す名称を付した積立金として収支計算書において明示し、余剰金とは明確に区分するのが適当である。</p>	(措置済み)	補助の対象が事業目的によって交付する内容で適正処理を行っています。

2		助成金額の算定根拠の明確化	<p>内規における助成目的の表現が包括的であり、さらに助成金額の算定に関する規定が無いことから、助成目的とそれを達成するために交付する助成金額の関係が不明瞭であり、毎年度の助成金額が前年度の金額を踏襲した固定的なものとなり、助成金を巡る行政がダイナミックな精彩を欠くものとなっている。</p> <p>主としてPTA会員を対象に八尾市の行政区域内を活動範囲とするような日常の活動については会費を中心する自主財源で費用は賄われるべきであり、一方、事務局機能の維持に必要な費用の不足分や、上部団体が主催する研修会や大会等に参加するのに必要な費用については八尾市が補助目的との関係から助成金にて支援するなどの目的関連性を持った助成金額の算定と算定根拠の明確化が必要である。</p>	(措置済み)	補助の対象が事業目的によって交付する内容で適正処理を行っています。
---	--	---------------	--	--------	-----------------------------------

八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	申請から補助金交付までの手続きについて平成 17 年 4 月 1 日付けでの要綱改正を行いました。	申請から補助金交付までの手続きについて平成 17 年 4 月 1 日付けでの要綱改正を予定し、要綱案を検討中です。

八尾地区労働組合協議会運営助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	平成 16 年度補助金は執行せず、当該団体との協議を経て、平成 16 年 8 月 1 日付けにて、補助金交付要綱を廃止しています。
2		補助金の算定根拠が不明確	補助金額は、市長が別に定めるところにより、予算の範囲内において交付することになっているが、「別の定め」として明文化された算定根拠はない。補助金の算定根拠は補助金の必要性にも関係するが、当補助金は算定根拠が不明確なまま毎期一定額の補助金額となっており、その必要性が疑問である。少なくとも行政の裁量に委ねるのではなく、要綱で金額算定根拠を明確にしておく必要がある。	(措置済み)	補助金要綱廃止済みです。

3		実績報告手続きと定期大会議案書	八尾市は、現在、実績報告書が入手できていない。これについて、八尾市は、決算書や定期大会議案書を入手していることで実質的に実績報告書の代わりにしていたとの認識であるが、実績報告書は補助金の公正な使用を担保し、補助金額確定(要綱第7条)の前提となる重要な書類であり、実績報告書を入手すべきである。仮に事業内容を定期大会議案書で確認したいとのことであれば要綱を改正し、定期大会議案書を実績報告書の添付書類として取扱うべきである。	(措置済み)	平成15年度補助金実績報告書は要綱に従って、様式どおりの提出を受けています。平成16年8月1日付けで要綱廃止済みです。
4		補助金の廃止に向けた検討	本来、八尾地区労働組合協議会は労働者、労働組合の受益のためのものであって、自主財源による自主的運営を期待されるものである。活動・効果の面から補助の必要性が乏しいことに加えて、財政面からは自主財源と特別事業積立金の取崩しにより、補助がなくても八尾地区労働組合協議会の運営は可能であり、当補助制度は廃止すべきである。	(措置済み)	補助金要綱廃止済みです。

信用保証料補給金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	本市補助金交付規則に沿った要綱改正を行い、平成17年4月1日に施行し、実施しております。	本市補助金交付規則にそって要綱改訂作業を行ない、平成17年度より適用する予定です。

商業共同施設設置補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	要綱改正により整備しました。

2	合理的な補助の検討	<p>八尾市は平成13年度、平成14年度と2年連続で恩智駅前ショッピングセンター・アーケード改修工事に各々5,000千円を補助している。これらの工事は全長百メートル程の恩智駅前アーケードについて施工箇所を分割して実施したものである。両年度の工事を全体としてみると、アーケード改修工事は、2年間で10,000千円の補助金が支出されている。また、平成14年度の工事では当初の事業計画にはなかった紫外線カットフィルム貼り工事をアーケード全体に施工した。要綱上は、各年度の補助額が上限額5,000千円以内であり、異なる種類の工事が施工されているので八尾市としては問題ないとのことである。しかし、第三者の目から客観的に工事の内容をみた場合、二つの点で疑問が生じる。まず、第一に、八尾市が工事の全貌を把握できていたかどうかである。八尾市が当該工事について補助対象とする是非を判断する際に、補助目的との適合性等を適切に判断するには工事の全貌の把握が当然、必要と考えられるからである。この点につき、ショッピングセンター・アーケードに紫外線カットフィルムは必要のように思われるが、平成14年度の紫外線カットフィルム貼り工事については、八尾市は実施後に初めて報告を受けており、補助金額は当初予算額4,700千円を超過することとなった。そのような経緯からは、八尾市は工事の全貌を適切に把握していたかどうか疑問である。第二に、合理的な理由により工事を分割しているかどうかについてである。工事を分割することは、事業主体の資金繰り等の事情にも関係しており要綱上も認められる。しかし、工事を分割すると、例えば、足場組代、警備代等の工事費用が二重にかかる場合もあるから、事業者が補助を受けるため、著しく非効率に複数年度に工事を分割して施工しようとしていないかどうか、工事手法についての技術的な見極めが必要である。今回の監査で、八尾市が工事手法の合理性について技術的な見極めをしたかどうか確認したところ、その事実はなく、金額等のチェックにとどまっており、非効率な工事でなかったかどうか疑問である。</p> <p>八尾市は、市民からこのような疑問を持たれないようにするため、事業計画書の提出を受けた時から予算の観点からだけでなく、補助目的との適合性の観点から工事収支の全貌の把握に努める必要がある。そして所管部署である産業振興室は外部の専門家や市役所の建築部に依頼するなどして、工事を合理的な理由により分割されるものであるかどうかについて検討すべきである。事業者の資金繰り等の事情を考慮する必要があるが、工事分割が著しく合理性を欠いている場合は、事業者を指導して工事を施工させ、市内の商業の振興を図るという補助目的を効率的に達成すべきである。</p>	(措置済み)	要綱改正により整備しました。
---	-----------	---	--------	----------------

<p>3</p>		<p>交付申請の時期について</p>	<p>平成 14 年度恩智駅ショッピングセンター・アーケード改修工事については、平成 13 年 10 月 30 日付けで事業計画書(総工事費 30,000 千円)が市長に提出されているが、その後平成 14 年に実際に工事する際に紫外線カットフィルム貼り工事(工事費 10,333 千円)が追加され、総工事費及び内容が大幅に変更された。このような紫外線カットフィルム貼り工事は事前に提出した事業計画書の内容を大幅に変更するものであり、本来は事業実施前に事業計画書を再提出して八尾市と協議するなどの対応が必要と考えられる。しかし、要綱第 6 条の規定で「事業実施後に補助金の交付を申請する」との定めがあるため、変更された工事の実施後に補助金の交付が申請され、補助金は交付されている。結果的に八尾市は事前相談もなく無断で事業計画書の工事内容を大幅に変更され、申請時に事後的報告を受けることになった。これは工事費の負担を伴う補助金の性格からして、適切ではないと考える。 八尾市は要綱を見直し、「事業実施前に補助金の交付を申請する」ように申請手続きを改めるべきである。また、現在は事業内容変更について要綱に定めがないが、補助金申請時と事情が大きく変わり、補助金申請後に事業の一部を変更する必要があるケースも想定される。事業内容変更の要望に対応しつつ、補助金支出の公正性を確保できるように、申請後の事業内容変更は「事業変更届書の市長への提出とその承認が要る」との定めを設けるべきである。</p>	<p>(措置済み)</p>	<p>要綱改正により整備しました。</p>
<p>4</p>		<p>連続した補助に対する一定の制限</p>	<p>本来、商業共同施設は、設置者の負担で改修すべきところを一定の公共性が認められる点を考慮して、八尾市が工事代金の一部を補助するものであり、公金を支出する以上は無制限に補助するものではない。一度補助を受けた後、合理的な期間が経過していないにもかかわらず、同一団体に同一箇所、同一施設の工事について連続して補助することの必要性は原則的には認められないと考える。しかし、現在の要綱にその制限はない。八尾市は一度補助した後、合理的な期間が経過するまでは同一の団体に対し、同一箇所、同一の施設の工事について連続して補助しないとする制限を要綱上で設けるべきである。合理的な期間とは例えば、当該施設の経済的、機能的な耐用年数が目安になると考える。</p>	<p>(措置済み)</p>	<p>要綱改正により整備しました。</p>

地域商業活性化事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	産業振興課	事業実績の把握が不十分	八尾市は要綱第 8 条の規定により案内書、チラシ、リーフレット等の入手に努めており、事業が実施された事実は把握している。しかし、例えば地域における催し物の参加人数を把握するなどの事業の評価が十分に実施されていない。そのため、商業活性化事業を実施して、市内の商業の振興にどの程度効果があったのか不明確である。当補助制度の対象事業としては、別表第 1 に掲げる事業種別の「地域における催し物等」、すなわちイベント事業が多い。イベント開催時にアンケートを実施するなどして、イベント開催が商業活性化に対してどのように効果があるか把握する必要がある。効果を把握すれば、後年の事業で事業効果の高い事業に補助金を重点配分することも可能になると考える。	従来どおり実績報告時に実施日の状況がわかる写真を添付するとともに、実績報告書内で、参加人数等の報告を受けております。	イベント等を開催したことによる効果を得るために、協力している地域団体や参加数などを確認する予定です。

産業博(新技術・新製品等発表展示会)開催補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	「適正化法」及び「適正化法施行令」に則った、中小企業庁の「地域産業集積中小企業等活性化補助金交付要綱」に準じて「八尾市産業博開催補助金の取扱い要領」を平成 16 年 6 月 3 日付けにて施行しましたが、当該補助金は、八尾市が産業博開催実行委員会に委員として参画したことで主催者となり、支出の科目が補助金から負担金となりました。平成 17 年度は、負担金で支出予定です。	「適正化法」及び「適正化法施行令」に則った、中小企業庁の「地域産業集積中小企業等活性化補助金交付要綱」に準じて「八尾市産業博開催補助金の取扱い要領」を平成 16 年 6 月 3 日付けにて施行しました。

八尾市消費問題研究会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	本市補助金交付規則に沿った要綱改正を平成 17 年 4 月 1 日に行い、要綱に則し補助金を交付しております。	申請から補助金交付までの手続きについて平成 17 年 4 月 1 日付けでの要綱改正を予定し、要綱案を検討中です。

2	産業振興課	事業評価が不十分	<p>八尾市消費問題研究会は補助事業等の成果を記載した事業実績報告書により市長に報告をしている。しかし、事業実績報告書の内容が八尾市消費問題研究会の活動日と活動のタイトルのみの記載であり、消費者啓発活動及び消費者教育の推進並びに消費者活動に関する事業の成果(相談件数など)の把握ができない。また、所管部署である産業振興室も事業の成果について十分な報告を受けておらず、他の方法によっても把握していない。補助金の成果を適切に把握できないければ、補助金額の増額や減額もできないことから、八尾市消費問題研究会への補助金額は毎年度一定額となっている。近年、消費者問題は悪質商法、ヤミ金融等、その手口が巧妙かつ、複雑化しており被害者救済の必要性は益々高まっている。本来これらの問題には消費者センターが対処すべきであるが、公の消費者センターが設置されるまで、八尾市では専門員1名と消費問題研究会が対応するしかない。八尾市は専門員を平成15年11月より2名に増員している。公の機関が担うべき業務の一部をボランティアで引受ける消費問題研究会もスタッフを増員する、また、法的知識の優れた専門スタッフを確保するなど量的にも質的にも処理能力を向上することが必要と思われる。事業の成果を例えば相談件数、トレイ・牛乳パック回収量、食品衛生パトロール実施件数等定量的に評価し、評価結果を補助金額に反映させ、場合によっては増額も検討すべきである</p>	<p>消費者問題は悪質商法、ヤミ金融等、その手口が巧妙かつ、複雑化しており被害者救済の必要性は益々高まっているなか、公の機関が担うべき業務の一部をボランティアで引受ける消費問題研究会もスタッフの増員を検討しております。17年4月1日、6月30日に消費者相談研修会を実施しました。また、法的知識の優れた専門スタッフを確保するなど量的にも質的にも処理能力を向上するよう検討いたします。事業の成果を例えば相談件数、食品衛生パトロール実施件数等定量的に評価し、場合によっては補助金ではなく、事業委託していくことも検討しています。</p>	<p>消費者問題は悪質商法、ヤミ金融等、その手口が巧妙かつ、複雑化しており被害者救済の必要性は益々高まっているなか、公の機関が担うべき業務の一部をボランティアで引受ける消費問題研究会もスタッフの増員を検討し、研修会を実施するようにします。また、法的知識の優れた専門スタッフを確保するなど量的にも質的にも処理能力を向上するよう検討します。事業の成果を例えば相談件数、食品衛生パトロール実施件数等定量的に評価し、場合によっては補助金ではなく、事業委託していくことも検討しています。</p>
---	-------	----------	--	--	--

特産物指定産地育成事業補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	農業振興対策事業補助金交付要綱を改正して特産物指定産地育成事業実施要領を廃止し、新たに、本市補助金交付規則に基づいた補助金交付要綱を制定して平成17年4月1日から施行しています。	交付要綱については改正作業中です。

<p>2</p>	<p>産業振興課</p>	<p>事業実績の把握が不十分</p>	<p>要綱第 9 条の規定によると補助事業者は補助事業が完了したときは、事業実績報告書に収支清算書及びその他必要な書類を添えて提出しなければならない、とあり、八尾市は事業実績報告書と収支清算書を入力している。しかし、事業実績報告書の内容が事業の収支決算の記載のみであり、具体的にどのような事業を行い、どのような効果をあげているのかの状況が把握できない。また、所管部署である産業振興室では他の方法によっても把握していない。当補助金制度の創設当時に農家数等を根拠に補助金額を決定した経緯があると思われるが、当補助金制度の創設から既に長い年月を経ており、現在の各産地の農業の状況に格差が生じている。これに対して、平成 4 年度以降、補助金総額は毎年度同額であるうえ、各団体に対する補助金額は毎年ほとんど同額となっている。平成 14 年度に久宝寺促成出荷組合に対する補助金額を 20 万円減らして、南高安相互出荷・堆肥研究会に対する補助金額を 20 万円増額した動きがみられる程度である。</p> <p>産地の育成によりブランド化を図るためには、適地適産の進捗度合に応じて、事業効果の高いものを重点的に補助しなければ、効率的に目標を達成することはできない。例えば、特産物を指定した地区には、ブランド化が図れた特産物を生産する団体とブランド化が全く見込めなくなった特産物を生産する団体がある。出荷規格改善は本来、農業者が自己の負担で実施すべきものであるから、ブランド化が図れた特産物を生産する団体は補助対象から外すことも検討すべきである。また、ブランド化が全く見込めなくなった特産物を生産する団体も補助効果に乏しく補助対象から外すことも検討すべきである。そのために、毎年度、出荷高、シェア等の指標で事業効果を適切に測定し、当補助金の事業実績(適地適産の進捗度合)を評価する必要がある。</p>	<p>平成17年4月1日から新たに制定し施行している特産物指定産地育成事業補助金交付要綱に基づき、指定産地補助団体の農家数(会員数や認定農業者、後継者)や栽培面積等を反映した補助額の決定と事業実績の把握等により効率的な目標達成を目指します。</p>	<p>17年度より、指定産地の補助団体の農家数(会員数や認定農業者、後継者)や栽培面積を反映できるような補助方法に変更すべく作業中です。</p>
----------	--------------	--------------------	---	--	--

八尾造園緑化事業協同組合補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	農業振興対策事業補助金交付要綱を改正して平成 17 年 4 月 1 日から施行し、農業団体事業活動促進要領を廃止しました。	本年度は補助金を支出しない。要綱は廃止すべく作業中です。
2		補助金の廃止に向けた検討	八尾造園緑化事業協同組合は、農地で苗木を育てる等の活動により農地の保全に一定の役割を果たしていたものの、当該苗木を育てる等の活動が少なくなってきたり、当該補助金の必要性は薄れてきたと考えられる。次に、事業実績報告書と収支清算書の内容が会議の開催日と総合的な調査・研究を行った旨の記載のみであり、具体的な事業内容が把握できない。そして、事業実績報告及び収支清算書の記載事項も事実と異なる報告がなされているため、八尾造園緑化事業協同組合の育成強化を図り、植木及び造園等に関する情報交換及び調査研究活動を促進した事実(植木・園芸の近代的推進と若手技術者養成)が把握できない。また、所管部署である産業振興室でも把握していない。さらに、平成 14 年度の調査研究活動について、剪定くずの堆肥化を調査・研究していたとのことであるが、その研究報告書の提示を求めたところ、研究報告書は確認できなかった。過去、数年分の調査研究活動についても同様であった。平成 14 年度に各種機械器具取扱講習会と農薬講習会の開催を予定していた。各種機械器具取扱講習会は人数が集まらなかったため、開催を断念している。また、農薬講習会については農薬取締法が大幅に改正されたため、農業協同組合が農薬説明会を開催することになり、そちらに参加することで代替したとのことである。ただし、八尾造園緑化事業協同組合員の誰が、いつ参加したのか一切、記録がないため活動状況を確認できなかった。以上のことから植木及び造園等に関する情報交換及び調査研究活動が活発に実施されているとは客観的に認められず、補助金の効果が不透明である。補助金の効果が不透明である団体へ補助する積極的な理由は見当たらない。仮に当補助制度を廃止したとしても、八尾造園緑化事業協同組合は平成 14 年 1 月 1 日から平成 14 年 12 月 31 日までの一年間におよそ 22,992 千円の自己収入があり、現在の補助金額が 84 千円であることから組合の存続に影響はないと考えられる。したがって、当補助金制度は廃止すべきである。	平成 16 年度から補助金を支出しておりません。また、上記のとおり当補助金制度を廃止しました。	補助金を廃止すべく、要綱廃止の作業中です。なお、本年度も補助金は支出しません。

大阪府北部農業共済組合事業運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	農業振興対策事業補助金交付要綱を改正して平成 17 年 4 月 1 日から施行し、農業団体事業活動促進要領を廃止しました。	財政課とも協議の結果、本補助金の性格や他市状況から、17 年度より負担金で支出する予定であり、要綱を廃止すべく作業中です。
2		大阪府北部農業共済組合と経費節減の交渉	大阪府北部の八尾市他関係 21 市町から組合に対して経費を節減するように求めているが、関係 21 市町が運営費を補助しているため、市単独で交渉を行いにくいのが実情である。八尾市は、平成 12 年農業センサスの総農家数が 1,313 戸と関係 21 市町の中で上位 4 番目に位置しているため、比較的、多額の運営費を補助している。総農家数が多い自治体としてより積極的に他の関係市町に働きかけて組合に経費を節減するように求めていくべきである。	上記のとおり当補助金制度を廃止し、平成 17 年度から負担金で支出しています。また、平成 17 年 7 月 15 日の市町主管課長会議において、大阪府北部農業共済組合の人員費抑制や効率的な事業運営等により各市の負担金等の額を減額するよう要望しました。	財政課とも協議の結果、本補助金の性格や他市状況から、17 年度より負担金で支出する予定であり、要綱を廃止すべく作業中です。 なお、経費削減については平成 16 年 7 月 16 日の市町主管課長会議において要望を行いました。

公害防止資金融資利子補給金

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H17.7.21 までの措置の内容と改善の方針	H17.1.21 までの措置の内容と改善の方針
1	環境総務課	請求手続きの遅延	平成 14 年度上半期分の利子補給請求手続きについて、利子補給金の交付を受けようとする者は、利子補給金交付請求書を上半期の終了の日(7 月 31 日)から起算して 1 ヶ月以内に市長に提出しなければならないとあるが(規則第 17 条)、平成 14 年 10 月 25 日付けで請求されており、規則違反となっていた。請求期限は補給金交付要件の事実確認を速やかに実施するために規則上設けられたと考えられるので遵守すべきである。	利子補給制度は前年度末を持って廃止しましたが、既に決定分(1 件)につきましても、融資規則並びに融資事務取扱細則に則り、利子補給金の交付事務を適切に対処してまいります。	利子補給制度は今年度末を持って廃止しますが、既に決定分(1 件)につきましても、融資規則並びに融資事務取扱細則に則り、利子補給金の交付事務を適切に対処してまいります。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境総務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	利子補給制度は前年度末を持って廃止しましたが、既に決定分(1 件)につきましても、融資規則並びに融資事務取扱細則に則り、利子補給金の交付事務を適切に対処してまいります。	利子補給制度は今年度末を持って廃止しますが、既に決定分(1 件)につきましても、融資規則並びに融資事務取扱細則に則り、利子補給金の交付事務を適切に対処してまいります。

2	補助金の廃止に向けた検討	<p>公害防止は、公害を発生させた中小事業者の責任であり、本来、事業者が自己の負担で措置すべきものである。これに対し当補助制度は、公害防止条例により緊急的に措置する場合、一時的に中小企業者に過重な負担となることに配慮して、公害防止と中小企業支援という公益性から、補助するものである。特に、当補助制度が創設された当時はカラオケブームによる騒音への苦情が多発し騒音対策を中心に当補助制度の果たす役割は大きかったと考えられる。しかし、現在、八尾市内で公害問題が急増するような状況にはない。近年、公害防止資金融資の新規融資事例もなく、僅か利用件数が3件で年数万円の実績しかない。公害防止対策上、中小事業者に対する公害防止対策資金の融資制度は今後も必要と考えるが、市中金利が低い状態が継続しており、利子補給金制度は金銭面から公害の防止を促進し、もって市民の生活環境の改善を図る効果があるとは、ほとんど認められない。以上の状況から当補助制度は既に役割を終えたと考えべきである。八尾市も今後「環境管理の国際規格であるISO14001の認証取得補助」、「低公害車の取得補助」など他の有効な施策の方が公害の防止を促進し、もって市民の生活環境の改善を図る手段として有効であると考えている。当補助制度は廃止すべきである。</p>	<p>利子補給制度につきましては、前年度末を以って廃止しました。これに伴い、「八尾市中小企業公害防止資金融資規則」並びに「八尾市中小企業公害防止資金融資事務取扱細則」の一部改正を行い、平成17年4月1日より施行いたしました。</p>	<p>利子補給制度につきましては、今年度末を以って廃止してまいります。これに伴い、「八尾市中小企業公害防止資金融資規則」並びに「八尾市中小企業公害防止資金融資事務取扱細則」の一部改正を行い(現在起案決裁中)、平成17年4月1日より施行の予定です。</p>
---	--------------	---	--	---

合併処理浄化槽設置費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境総務課	補助金の廃止に向けた検討	<p>当補助金制度の目的は下水道整備までの暫定対策として、汲み取り式や単独処理浄化槽を設置するところを合併処理浄化槽に誘導することで河川の汚濁負荷を軽減して「公共用水域の水質及び生活環境の保全」並びに「公衆衛生の向上」を図ることにあつた。しかし、平成 12 年の国の法律改正により単独処理浄化槽が設置できなくなったので、補助金による誘導がなくても合併処理浄化槽の普及は見込まれる。したがって、当補助は役割を終えたものとして廃止するのが適当である。</p> <p>ただし、八尾市の下水道普及率は 65%程度であり、今後も年 3%以下の普及率アップしか見込まれていない。下水道普及が遅れる場合、当面の間下水道普及が見込まれない地域も生じる。その間、家主が自ら合併処理浄化槽への改造工事をするまで、既存の汲み取り式や単独処理浄化槽の家屋は生活雑排水を河川に流し続けることになり、環境面からは問題である。これに対しては、八尾市は従来から当補助制度と並行して、台所排水をできるだけ汚さずに河川に流すように啓発活動を実施している。下水道普及が遅れる場合、啓発活動の継続と拡充が望まれる。</p>	(措置済み)	補助制度につきましては、平成 15 年 4 月末日をもって受付を終了し、平成 15 年度末をもって補助事業を終えております。また、八尾市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱につきましても、平成 16 年 8 月に廃止いたしました。

八尾防犯協議会防犯灯補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	平成 16 年 9 月 7 日付けで要綱を全部改正し、改善しました。

2		防犯灯設置計画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	今後、防犯全体に関わる計画づくりを進めるなか、防犯灯の設置計画についても検討してまいります。	今後、防犯全体に関わる計画づくりを進めるなか、防犯灯の設置計画についても検討してまいります。
3		防犯灯補助金の補助割合の妥当性	現在、補助金額は要綱第3条により、規定されている。平成14年度より、照度の高い(36W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割合となっている。実態としては、ポールを新設し防犯灯を設置する場合の設置経費は60~70千円であるのに対し、既設電信柱に防犯灯を設置する場合の設置経費は30千円程度であり金額の幅が広がっている。しかし、ポールから設置する場合とそうでない場合との設置経費に開きがあるのに、補助金額のランク分けがされていない。どの場合でも補助割合が同一となるように、補助金額計算根拠を設置経費に対する割合から算出するようにすることが望ましい。	平成16年9月7日付けで要綱を全部改正し、補助金額・補助率等について、概ね3年で見直す旨の規定をいたしました。補助割合については、これらの見直しを進めるなか検討してまいります。	平成16年9月7日付けで要綱を全部改正し、補助金額・補助率等について、概ね3年で見直す旨の規定をしました。補助割合については、これらの見直しを進めるなか検討してまいります。

特別防犯灯新設補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	平成16年12月13日付けで要綱を全部改正し、改善しました。

防犯灯電気料金補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	平成16年12月13日付けで要綱を全部改正し、改善しました。

2		補助金額の算定基準日の見直し	補助対象は9月1日時点設置の防犯灯であることを条件としているが、補助申請の添付書類は7月の電気料金請求書・領収書であり、9月1日時点設置していることが確かめられていない。一方、9月1日時点で設置していることを補助対象とすることの根拠はない。担当者によると、事務手続き上9月の請求書・領収書を入手後に補助金を支払うこととした場合は、事務手続き(補助金申請書のチェック等の手続き)に時間がかかり、3月末までに補助金を交付することができないため、7月の請求書・領収書を入手していることである。9月2日以降に設置された防犯灯へは補助金が交付されないため、公平性の点での問題もある。少なくとも会計年度の半分である9月30日時点までに設置された防犯灯に対しては補助対象とすべきと考える。したがって、年度初めの4月1日時点を設置基準日として交付申請書提出期日を6月末までとし(第1回目の提出期日)、4月1日以降9月末までに設置された防犯灯については事務手続きの所要時間を考慮した上で交付申請書提出期日を11月末とし(第2回目の提出期日)、補助金を交付することを提案する。これにより、事務手続きが3月末までに間に合うことができるうえ、補助対象の公平性の問題もある程度解決できる。	(措置済み)	平成16年12月13日付けで要綱を全部改正し、9月30日時点までに設置された一般防犯灯に対して補助対象としました。
---	--	----------------	---	--------	---

八尾防犯協議会運営費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	(措置済み)	平成16年12月3日付けで要綱を全部改正し、改善しました。

2	事務局が八尾市庁内にある団体への補助	協議会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で協議会事務局としての業務を行っている。したがって、実態は自治推進課職員が事務局職員を兼任している状態である。当該八尾市職員の人件費のうち、事務局としての業務時間に対応する分は協議会への補助金と実質的には同じである。八尾市自治推進委員会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということを確認し、当該人件費分を含めた補助の効果はどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。しかし、協議会の事務について、自主運営することを検討することが望まれる。	協議会が本来実施すべき事業について改めて精査し、事業費補助として補助金額の積算をしております。	協議会が本来実施すべき事業について改めて精査し、今後は事業費補助として補助金額の積算をしてまいります。
3	要綱の規定不備	補助に係る手続きの流れは、要綱に従い、補助交付申請後、補助金交付決定、補助金交付請求を受け、補助金交付(7月頃)、事業報告(次年度7月)となっている。しかし、適正化法では、補助金は実績報告後に補助金を確定し、その後交付する手続きが規定されており、また、補助金を確定前に交付する場合は例外的に概算払によることが認められている。したがって、当要綱は当法律の手続きと整合していない。要綱第5条において、「補助金の交付決定を受けたときは、速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない」とあるが、「補助金の交付決定後、実績報告を受け、補助金確定通知を発行した場合、速やかに補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、補助金確定通知前に補助金の概算払を請求することができる。」という内容へ変更する必要がある。	(措置済み)	平成16年12月3日付けで要綱を全部改正し、改善しました。

4		補助金の見直し	<p>八尾市における防犯施策の実施体制変更に伴い今後の安全施策に関する八尾市と協議会の役割分担及びそれに伴う補助の必要性の再検討が望まれる。</p> <p>また、補助金額 1,090 千円は協議会の事業計画を根拠に以前決定したとのことであるが（決定時期は不明）、その後、昭和 60 年以後据え置きのみである。現在の事業計画に対しては関連性のない補助金額となっており、現在は 1,090 千円の範囲内で実施可能である事業を実施していると判断せざるを得ない。補助効果に見合った補助金額を決定すべきである。そのためには補助すべき事業内容を再検討する必要がある。安全面の施策は原則的に八尾市が実施し、八尾市が直接に実施するよりも協議会が実施したほうが有効な事業については協議会へ補助するといった、運営費補助ではなく事業費補助という形態を採用することが望ましい。</p>	(措置済み)	<p>平成16年12月3日付けで要綱を全部改正し、補助金額等についても概ね3年ごとに見直すこととしました。</p> <p>また、補助形態についても、今後は事業費補助として補助金額の積算を行ってまいります。</p>
---	--	---------	--	--------	--

水洗便所改造補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市水洗便所改造補助金の交付額確定に関する規定がないという指摘に基づき、検討していましたが、八尾市水洗便所改造資金助成規則第7条及び第9条並びに第11条の趣旨からみて、規定されていると解されるものと考えております。	現在改善方針につき検討を行っております。

2	補助金額の設定が不適当	<p>現在、補助金額は改造工事1件につき1万円である。現在の金額は財政的な事情を考慮しているのであろうが、融資あっ旋制度利用者の利子とのバランスを図ってこの水準に設定している。水洗化改造工事は通常、およそ30万円～40万円程度を要するとされており工事の障害となっている。補助金1万円では補助率にして2.5～3.3パーセントしかなく、通常、補助金があるから早期に水洗化工事を実施しようという誘導は働くとは考えられない。事実、所管部署では当補助金の利用者から「1万円ではもらえるものはもらっておく程度にしかない」との声を多く聞くとのことである。水洗便所の普及を促進し、もって環境衛生の向上を図るというには補助金額が少な過ぎると考えられる。</p> <p>水洗便所の普及を促進し、もって環境衛生の向上を図る目的を効果的に達成するためには、改造工事を実施する際の補助として有効な水準まで補助金額を増額するべきである。事実、大阪府下の他の市町でも八尾市より多い20千円から上は100千円まで例がみられる(平成13年9月17日付「府下各市の水洗化助成制度に関する調査結果」による)。</p> <p>その場合、融資あっ旋制度利用者との公平性を欠くとの問題もあるが、9割の市民が補助金制度を利用しているのが実態である。また、下水道普及地域で水洗便所に改造することは、八尾市に下水道使用料収入が見込めるため財政面でも八尾市にとってプラスである。</p> <p>また、単に増額するだけでなく、工事を実施した年度で差をつけるべきである。現在は下水の処理を開始すべき日から3年以内に改造工事をして下水道に接続した者に一律に1万円としているが、早期に改造工事をした方が、水洗便所の普及を促進し、もって環境衛生の向上を図る目的に沿っているのであるから、初年度を多くし、2年目、3年目と段階的に減額するのが望ましいと考える。年度ごとに格差をつけても早く改造工事を実施した者の方が早期に下水道使用料を負担するので公平性は保たれる。これも大阪府下の市町で例が見られる。</p>	<p>府下において、段階的に格差を設けているのは2町であります。水洗便所改造補助金段階的増額措置については、費用対効果及び負担の実質的公平等の観点から、現時点では現行制度を維持したいと考えております。</p>	<p>府下各市の交付状況等を調査し、段階的に格差を設けることが早期水洗化につながるかどうか、研究中であり、財政課とも協議していく所存です。又、交付額についても他市の状況等をふまえ検討する方向で進めています。</p>
---	-------------	---	--	---

日本下水道事業団補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	補助金処理の見直し	事実上、負担が強制される支出なので補助金ではなく、負担金で処理すべきである。実際に負担金で処理している市が多いうえ、事業団からの案内にも負担金で読みかえてよいとの記述がある。八尾市も次年度から負担金で処理する方針である。	(措置済み)	16年度から負担金として処理しています。

「八尾市」用排水路浚渫補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	土木管理事務所	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	返還に関する規定を検討しております。	返還に関する規定を検討しております。

久宝寺寺内町まちづくり助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	都市計画課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則を受けて一定の整理を進めております。	八尾市補助金交付規則を受けて一定の整理を進めています。

生垣等設置奨励助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	みどり課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に基づき改定済みです。	改定中です。
2		生垣設置奨励助成対象範囲について	生垣設置費用の助成対象は、八尾市緑化条例施行規則の別表3では、「新設」となっているが、現在は植え替え設置の場合にも助成が行われている。緑化の推進という奨励助成の趣旨から運用上、「新設」の意味を広く解釈して対応しているとのことであるが、「新設」の意味を緑化条例施行規則で明確にして、運用することが望まれる。	緑化条例施行規則中の「新設」「コンクリートブロックを取り壊して新設するもの」だけを対象とし、植替えの場合は対象としないことで運用いたします。	「新設」の意味を「新たに設置する場合のみ」とし運用の予定です。

3		生垣設置奨励助成の必要性の検討について	新設設置助成件数は、平成12年度1件、平成13年度2件、平成14年度6件と少なく、助成開始後17年経過しており、また、本来、生垣設置費用は設置者が負担すべきものであり、助成の必要性が薄いと思われるので、助成の廃止も検討すべきである。	検討の結果、ヒートアイランド現象の緩和、地域の良好な景観形成、災害時の避難路確保等の観点から生垣設置は効果があり、これを奨励する方法としての助成が必要と考えており、緑化条例施行規則別表3の助成対象を遵守して助成の実施をいたします。	指摘事項について検討中です。
---	--	---------------------	--	---	----------------

大阪外環状線鉄道建設費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	都市計画課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則を受けて一定の整理を行いました。	八尾市補助金交付規則を受けて一定の整理を進めています。

八尾市私道舗装助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H17.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	土木管理事務所	補助率の見直し	当該事業については、補助率は当初(昭和48年)市が2分の1負担、地元住民が2分の1負担だったのが、全額八尾市負担へと補助率が高くなっていった経緯がある。しかし、個人の財産価値を高める工事代金を補助対象とする補助金の補助率を100%とする根拠はない。補助金交付基準の、「健全な財政基盤の確立のために、聖域を設けることなく、行政全般について見直しを図る」という趣旨を汲んで、当該補助率についても八尾市補助金等交付基準に従った見直しが必要と考える。	私道は、公道を補完して市内における道路網の一環を占める等、市民生活において基礎的で重要な役割を持っています。よって、各私道の持つ公共性の高さや市道との構造等を比較、検討して、私道舗装助成に関する要綱の助成金の額(助成率)の改正を行い、平成17年4月1日より新要綱にて実施いたしました。 主な改正内容(助成率) ・ 両端公道に接する場合(通り抜け道路) 100% ・ 一端が公道に接する場合(行き止まり道路) 80%	私道は、公道を補完して市内における道路網の一環を占める等、市民生活において基礎的で重要な役割を持っています。よって、各私道の持つ公共性の高さや市道との構造等を比較、検討して助成率を100%(通り抜け道路)、80%(行き止まり道路)との2種類に分類し、改善に努力します。
2		助成金交付先の請求書・領収書の入手	工事請負契約書の提出は要求されているが工事業者からの領収書等、請求書等の提出は要綱上定められていない。しかし、交付された助成金が実際に全額補助対象工事に支出されることを確認するために、八尾市は事後であっても領収書を入手し検証することが必要であり、これを要綱上定めるべきである。また、支出内容を確認するために、工事完了届と同時に請求書の写しを入手することも必要であり、請求書の提出も要綱上定めるべきである。	私道舗装助成に関する要綱の(交付請求等)の改正を行い、平成17年4月1日より新要綱にて実施いたしました。 主な改正内容 ・ 工事請負契約書、請求書、領収書の提出を規定義務付けをした。 なお、支払いについては、市が直接施工業者へ支払いできる「代理受理」制度を引き続き活用します。	要綱に工事請負契約書、領収書等、請求書等の提出を規定し義務付けます。なお、支払いについては、市が直接施工業者へ支払いできる「代理受理」制度を引き続き活用します。

・平成16年度包括外部監査についての改善措置等の内容

○歳入関連項目

1. 下水道使用料の金額

(1)平成 12 年度下水道使用料改定の経費負担区分に関する問題点

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費中の一般行政経費の負担区分	<p>(A)環境対策費 環境対策費のうち、浄化施設の活性炭入れ替え費用については、悪臭防止という点では汚水に関する経費であり、私費負担が必要と考える。</p> <p>(B)協会負担金等 協会負担金等のうち公共下水道管理者としての情報入手及び職員研修については、雨水・汚水両方にかかる経費であり、公費私費両方の負担が必要な経費であると考えます。 下水道協会及び下水道事業団の収支状況の実態を調査して、協会負担金等のうち、情報入手及び職員研修に見合った割合を算出し、その割合で按分された金額については公費私費両方で負担することが必要である。</p> <p>(C)水洗化推進員報酬 水洗化推進員の業務内容(「現地実態調査」「未水洗化台帳の作成」「くみ取り便所・し尿浄化槽の水洗化の通知」「水洗化個別指導」)は各種調査や水洗化促進のための啓発などの活動であるため、下水道事業の管理に付随して公共下水道管理者が実施する事務と捉え、汚水に関する経費であるとするのが適当と考える。したがって、水洗化推進員報酬は、私費負担が適当と考える。</p>	<p>平成12年の使用料改定時に、環境対策経費、協会負担金等、水洗化推進員報酬について、全額公費負担することに合理性があると判断いたしました。原因者負担の観点から、一部には私費負担が適当であるとの考え方もあることから、次回の使用料改定時には、指摘の点を踏まえ、公費私費の負担区分の検討を行いたいと考えております。</p>
2	下水道総務課	資本費の汚水経費のうち3割を公費負担とすること	<p>汚水に係る資本費については使用料の対象(私費負担)とすることが原則であるにもかかわらず、平成12年度の使用料改定計算においては汚水資本費の3割を公費負担とした。これは、使用料改定時の計画値について、仮に汚水資本費を全額使用料対象経費として料金改定率を計算すると28.6%となり、これでは使用料の改定幅が大きすぎると判断し、改定幅を小さくするために、汚水資本費の3割を公費負担とすることにしたということである。 公費負担を汚水資本費の3割分増加させたということは、即ち市民の税金で負担する部分を増加させたということであり、結果的には下水道を使用していない市民の負担が多くなってしまふことになる。 今後の料金改定においては、原則どおり、汚水に係る経費は利用者負担として、使用料対象経費に含めるべきと考える。</p>	<p>汚水資本費の3割を公費負担としたことについては、汚水資本費の全てを使用料対象経費とすると、極めて高額な使用料を設定する必要が生じるため、世代間の公平を図ったものであります。次回使用料改定時においては、資本費の推移を見極めながら検討したいと考えております。</p>

(2) 平成 12 年度下水道使用料改定時の計算上の問題点

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	有収水量と使用料収入の予測方法	<p>有収水量計画実績差異分析の表によると、低い水量ランクでの計画実績差異が大きい。これは、低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいるためと推測される。</p> <p>八尾市は累進使用料体系であるため、このように低い水量ランクの有収水量が増加有収水量の大部分を占めている場合、全体の有収水量が計画どおりに増加しても使用料収入が計画どおりに増加しない可能性がある。</p> <p>今後は、各年度に下水道を使用開始するのはどのような者か(例えば家庭、工場など)という点を調査の上、水量ランクごとに有収水量の予測を行い、使用料収入見込額を計算すべきと考える。</p>	<p>水量ランク別の使用水量の表は、累積された水量であるため、必ずしも低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいることを示すものではありませんが、次回改定時には、使用料収入見込の基礎となる水量ランクごとの有収水量の予測をよりの確に行うための方法を検討したいと考えております。</p>
2	下水道総務課	公衆浴場の有収水量及び使用料収入の取扱い	<p>平成12年度の料金改定において公衆浴場の使用料の改定は行われなかったが、平成12年度改定時の有収水量の予測値は公衆浴場の有収水量込みの数値になっている。理論的には、使用料収入の計算に当たっては、据え置き金額で計算すべきと考える。</p>	<p>公衆浴場の有収水量は、有収水量全体に占める割合が極めて小さく、使用料の積算では考慮しておりませんが、次回改定時にはこれらも考慮したうえで、有収水量の予測を行うようにしたいと考えております。</p>

2. 下水道使用料の徴収事務の委任

(1) 費用負担が必要なもの

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	滞納督促業務費(一般諸経費)	<p>民間会社への滞納料金督促業務等の委託料である滞納督促業務費は一般諸経費に含まれており、平成 15 年度の算定基準額は 11,169 千円であるが、決定額はゼロである。下水道料金について滞納料金督促業務の実績はあるにもかかわらず、全く費用を負担しないというのでは滞納督促業務費は下水道事業に係る経費として反映されないことになる。また、その内容から考えるに滞納督促業務費は料金を徴収するのに必要な直接的経費である。滞納督促業務費について、下水道事業としても直接経費として費用負担した上で、それを段階的に使用料に反映していくべきと考える。</p>	<p>滞納督促業務費、量水器維持管理費等については、直接的経費でありH17年度より予算措置をしております。しかし、一般諸経費については、どのような経費を委託料対象経費として算定すべきか、今後、日水協の考え方について関係各課(水道局・財政課)と十分協議を行い、経費負担の妥当性を検討したいと考えております。</p>
2	下水道総務課	量水器維持管理費及び一般諸経費(上記1を除く)	<p>料金調定及び徴収に係わる費用である量水器維持管理費(量水器取替修繕費、量水器減価償却費)及び一般諸経費(庁舎維持管理費、庁舎減価償却費、機械装置減価償却費、一般管理費)について、決定額はゼロ又は算定基準額より少ない金額となっている。使用料徴収に関する経費を上下水道で負担しようという原則を考えるに、これらの費用についても負担の上、それを下水道使用料に反映していくべきと考える。</p>	

3. 下水道使用料の料金滞納の管理

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	給水停止執行までの期間短縮及び現地訪問の早期化	<p>八尾市の給水停止執行の条件は 6 カ月以上の滞納と定められているが、これを例えば 4 カ月に短縮し、さらに 6 カ月分の催告を行った日から給水停止執行までの期間を半月(現状は 1 カ月半)に短縮すると、使用料滞納発生日から 7 カ月で給水停止執行ということになる。この給水停止執行までの 2 カ月半の短縮は、例えば無断転出者の早期判明に有効であり、回収不能額を減らす効果が期待できる。</p> <p>同時に、現在収納事務受託者に、4 カ月以上の滞納者への現地訪問による催告を委託しているが、これを 3 カ月以上に早めることにより滞納額が減少すると予測される。</p> <p>以上、下水道使用料滞納額の早期回収の為には、給水停止執行までの期間の短縮及び現地訪問の早期化が有効と考える。</p>	<p>滞納者宅への訪問については、滞納督促業務として業者委託をし、早期実施に努めているところですが、給水停止執行までの期間の短縮については、期間を早めることにより給水停止執行件数だけでなく、滞納事務全体が増えることになり、場合により、対応する人数なども増加させる必要があるため、費用対効果を考慮しつつ、水道局と協議しながら検討したいと考えております。</p>

4. 一般会計からの繰入金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	平成13年度基準外繰入金	<p>平成 13 年度のみ、管理運営費の基準外繰入金として、汚水資本費の一部 52,686 千円が一般会計より繰入されている。</p> <p>しかし、平成13年度については単年度収支は73,592千円の黒字であり、結果的には、基準外繰入の52,686千円は必要がなかったと思われる。</p>	<p>平成12年の使用料改定時に、高額な使用料設定を避けるため、汚水資本費の30%まで公費で負担することといたしました。平成13年度決算においては、歳入増、歳出減に伴い黒字決算となりましたが、使用料改定時の考え方に沿って、汚水資本費の一部を公費負担としております。なお、平成14年度以降については、一般会計の負担を軽減するため、汚水資本費への公費負担は行っておりません。今後の使用料改定に当たっては、負担区分の明確化を図ることを基本にしながら検討したいと考えております。</p>

5. 下水道利用(水洗化向上)の促進

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道普及課	水洗化向上の必要性	<p>八尾市の水洗化率は他市町村と比べて決して高いものではなく、むしろ低いといえる。下水道が整備されても水洗化が行われないことは、整備施設が有効に利用されず下水道の本来の目的を達成していないことであり、また、市は予定した収入が獲得できず市財政にも影響を与える。下水道普及率が同程度で水洗化率の高い市町村があることからすると、八尾市においても、さらなる水洗化促進策を実施し水洗化率の向上に努めることが求められる。</p>	<p>今後においても、水洗化義務期限である3年以内の水洗化を目指すとともに、義務期間を過ぎた未水洗家屋の実状等を具体化し、これら未水洗家屋の水洗化を積極的に図り、水洗化の向上に努めてまいります。</p>

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
2	下水道普及課	水洗化促進策の提案	<p>① 具体的な目標設定 八尾市総合計画の第4期実施計画における目標戸数は水洗化率何%になるかが算定されていない。 重要なのは、水洗化率の向上であるため、まず水洗化率の向上目標値を設定し、そのうえで当該目標値から導き出される戸数を具体的目標値とすることが望ましい。また、その目標値を達成するためには区域別により細かい目標の設定(例えば、3年経過時までの目標値、3年経過住戸に対する目標値、くみ取便所を対象とした目標値等)したうえ、それぞれの区域について実施責任者の設定が必要と考える。</p> <p>② 「3年以内の水洗便所改造が義務であること」の説明の徹底 「供用開始のお知らせ」においても、2年経過後に配る「水洗化通知文」においても下水道法により水洗便所への改造が義務付けられていることの記載がない。前者はお知らせであり、後者はお願いである。未水洗便所所有者への通知等に、水洗便所改造が義務であること、義務を怠ると改造命令を発することもある旨を記載し、説明を徹底することが必要である。</p> <p>③ 3年の義務化内における早期の水洗化促進 下水道法においては、くみ取便所は3年以内に水洗化することを義務付けている。しかし、3年を待たずに早期に水洗化することが、環境改善、下水道施設有効利用及び下水道収入の増加に繋がるものである。 現在は、水洗便所改造補助金を改造工事1件につき10千円とし、3年以内の工事すべてに一律助成している。しかし、早期水洗化促進のためには、初年度に補助金を厚くし、2年目、3年目と段階的に減額する方法が望ましいと考える。</p> <p>④ 供用開始3年経過後の対応 市は3年経過後においても不定期に戸別訪問を実施しているようであるが、不定期ではなく一斉に戸別訪問を実施し、未改造理由を再度確認することを提案する。そして、水洗便所普及促進要領に記載されているように、「くみ取便所を水洗便所に改造する意欲のない者と、改造していないことにつき客観的な理由を有する者」に区分し、「前者については改造命令を発する。後者については、改造を妨げている事由を適確に把握し、個別にキメ細かく対応する」ことが必要と考える。 また、単独処理浄化槽では生活雑排水は処理されておらず環境に悪影響を与えていることを十分に説明し積極的に指導を行うことが求められる。 さらに、合併処理浄化槽の場合においては、浄化槽の維持管理費用(保守点検費、清掃費及び電気代等)と下水道使用料とを比較説明し、一般家庭においては、下水道使用料は決して高くないこと、ケースによっては安いこともありうることを十分説明して水洗化を勧める等、対象者にきめ細かく個別対応することが必要と考える。</p>	<p>H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>今後においても、水洗化義務期限である3年以内の水洗化を目指すとともに、義務期間を過ぎた未水洗家屋の実状等を具体化し、これら未水洗家屋の水洗化を積極的に図り、水洗化の向上に努めてまいります。</p> <p>現在、供用開始のお知らせ及び2年経過後に配布する水洗化通知文に、水洗化は下水道法に定められた義務であることを明記し対応しております。</p> <p>水洗便所改造補助金段階的増額措置については、費用対効果及び負担の実質的公平等の観点から、現時点では現行制度を維持したいと考えております。</p> <p>義務期間を過ぎた未水洗家屋及び排水設備の設置に着手できない状況にある者に対しては、戸別訪問等によって、相談・事情聴取・説得等の勧奨指導など、きめ細かく対応することにより、なお一層の水洗化の促進を図りたいと考えております。</p>

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
2	環境施設課	水洗化促進策の提案	<p>⑤ し尿処理手数料の見直し</p> <p>八尾市のし尿処理(収集、運搬及び処分)手数料は一般家庭(4人)で年額14.4千円¹⁾である。これに対し下水道使用料は月20m³で年額21千円であり、くみ取便所の方が下水道使用料よりも安いのが現状である。区域別の資料はないが、市域全体の平成14年度のし尿収集・運搬費用の1件当たり平均金額は約52千円となっている。下水道整備区域では供用開始後年月が経過するにつれ、し尿収集戸数が減少し区域に点在することとなるため、収集の効率性が低下し、し尿収集・運搬費用は市域平均よりも高いと推測できる。下水道事業は、汚水は私費負担を原則として実施している。し尿も汚水であるため私費負担が原則と考えられるが、現状ではし尿処理費用をすべて処理手数料に転化すると料金が高額になるため政策的配慮から料金が決定されているものと思われる。しかし、下水道整備区域においては、下水道利用者との公平性の観点も考慮にいて、し尿処理手数料を設定すべきものとする。その方法として、し尿処理費用を下水道整備区域と未整備区域の費用に区分して把握したうえ、下水道整備区域のし尿処理費用を賄えるようにし尿処理手数料を設定することが望ましい。なお、算定したし尿処理費用額すべてを料金に転化すると料金が高くなるのであれば、少なくとも下水道使用料金と同額程度に設定することが適当であると思われる。なお、経済的事情により水洗化便所に改造できない者については別途手当を講じることが必要である。</p> <p>市民間の公平性に加え、環境面及び市への財政的影響面も考慮して、上記したし尿処理手数料の料金設定の検討が望まれる。</p>	し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地あるいは下水道未整備地域や物価状況などの政策的配慮から、外部監査の指摘も踏まえつつ、今後慎重に検討してまいりたいと考えます。

6. 受益者負担金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	収納率のさらなる向上	<p>八尾市の受益者負担金の収納率は比較的高い。収納率が高いのは、一括納付の場合の報奨金18%と受益者負担金の負担者にとって非常に有利な率になっているため、一括納付者が多いことが主な原因と思われる。八尾市の報奨金比率18%は、近隣26市(6.4%~18%)に比べて高い比率ではあるが、報奨金を支払った場合の1m³当たり負担金は369円/m³と近隣26市(81.5円/m³~445.2円/m³)に比べて突出している数値でもない。一括納付の場合の報奨金比率を高く設定し、高い収納率を保つという市の方法は効果をあげている。しかし、公平性の観点からは、収納率をさらに100%に近づけることが求められるため、未納者に対する対応をより厳しく行う必要がある。</p>	受益者負担金の収納率については、府下でも非常に高いランクにありますが、さらに収納率を向上させる為に、H17年度より未納付者等への現地訪問の強化を図る等、より適切かつ公平な処理に努めてまいります。

○歳出関連項目

7. 流域下水道等負担金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し(寝屋川南部流域下水道)	<p>維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分されるが、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているのは合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明であるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按分する方がより合理的な方法と考える。なお、負担基準の見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかりではなく、固定的に発生する費用もある。 2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進められているが、当該処理場内の水処理設備は下水流入量の増加見込みに応じて順次増設していくため、当面の間は処理場の一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整備が遅れている市も負担すべきものと思われる。 <p>数年後に稼働を予定している竜華水環境保全センターは下水の高度処理^(注)を予定している。また、川俣処理場においても、水処理施設改築時には高度処理に移行される予定である。高度処理は現在の水処理方法よりも維持管理費用が増加すると予想される。</p> <p>市は現状及び今後の状況を的確に認識し、合理的な負担基準を十分に検討したうえで、流域下水道関係市と協議を行う必要があると考える。</p>	<p>維持管理に係る負担割合の算出方法については、寝屋川南部広域下水道組合規約や大阪市との協定においては、基本的に供用開始面積比を用いております。</p> <p>寝屋川流域では、内水排除を目的として合流方式で下水道整備されてきたことから、各市とも雨水、汚水の流入水量を正確に算出することは困難な面もありますが、組合、関係各市とも相談しながら研究してまいりたいと考えております。</p>
2	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し(大阪市公共下水道)	<p>大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用は供用開始面積を基準としている。</p> <p>処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できるが、このうち汚水処理費については、上記(2)①と同様の理由で面積を基準とすることは合理的な方法とはいえず、流入量を基準に加えることが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれる。</p>	

8. 経費節減対策

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課 下水道普及課 下水道建設課	人件費(さらなる業務効率化の検討)	<p>管渠築造費に対する人件費比率が増加傾向にある。今後、さらなる建設事業費の減少も見込まれており、その場合は、さらに人件費負担割合が高くなることとなる。</p> <p>今後の下水道管渠工事が幹線管渠整備から面整備(末端管渠整備)に移行するなかでは、建設事業費の金額規模の減少が職員の業務量の減少に直接結びつかないこともあると思われる。また、市は一定の超過勤務時間の削減や事務効率化を行っているとのことである。しかし、職員の業務内容の分析を実施し、さらなる業務効率化の検討により、人件費負担率を減少させられないかの検討が望まれる。</p>	<p>平成10年度、11年度については、国の大型補正、追加補正があり、本来の適正な執行・人員体制とは言いがたいものであり、現状の人員が必ずしも不適切であるとは考えておりませんが、事業量に見合った適正な職員配置が必要であることは認識しており、今後、事業量の推移、他市の状況も勘案しながら、適正な職員配置のあり方について検討したいと考えております。</p>
2	下水道普及課	不明水減少対策の推進	<p>寝屋川南部流域の不明水率は他流域に比べかなり高い。下水道区分で合流式割合が高い寝屋川北部流域と比べても、不明水率は 3 倍近い割合となっている。多量の不明水の流入には、次のような問題点が指摘されている。</p> <p>(A) 汚水処理は本来受益者が負担すべきものであるが、不明水は受益者が特定されないため料金収入のない費用が発生しており、経済性の面で問題である。</p> <p>(B) 不明水の流入があるため、正規の下水を処理する能力が奪われているものであり、この点において問題である。</p> <p>一般的に不明水発生の原因は、管渠の接続部分、マンホール等からの浸入水、井戸水等の認定水量と実際の使用水量との誤差等が考えられるとされている。八尾市においては、テレビカメラによる管渠調査等の不明水調査を行っているものの、下水道整備を優先していることもあり、十分な効果が得られていないのが現状とのことである。</p> <p>しかし、寝屋川南部流域の不明水率は 37.5%と高く、上記した一般的な発生原因によるものだけとは考えにくい。</p> <p>大阪府は流域下水道の維持管理を実施している一部事務組合に対して、従来から不明水処理費に一定の補助金を交付していたが、平成 16 年度からはその補助金の一部を不明水調査費用の補助に切り替えている。これに合わせて、寝屋川南部流域関連の他市と協力のもと、八尾市においても多量の不明水が発生する原因を早急に追求し不明水減少対策を講じることが望まれる。</p>	<p>平成16年度より大阪府、流域関連各市ならびに組合で不明水対策協議会を設置し、広域的観点から、不明水の削減対策の検討を進めております。</p>

9. 契約事務

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	契約検査課	契約変更の場合の承認手続	八尾市事務処理規程別表1に契約変更の場合も含め契約締結その他財務に関する事項の決裁権限者区分が明記されている。しかし、規定事項の種類も多くまた同表は一覧性に欠ける点もあるように思える。今後、契約変更事務などの事務処理に関してのミスを防止するために、ケース別にわかりやすく記載した事務処理の手引書やチェックリストを作成し、その運用を徹底することが必要である。	平成17年3月に、工事担当課の職員に対し、契約の事務処理の方法等についての研修会を行い、ミスの防止に努めました。 また、変更契約の議決もれ等を防止するため、変更契約の起案時にチェックリストを添付することとしました。
2	契約検査課	指名競争入札の入札参加者の増加、公募型指名競争入札への早期移行	一般的に、入札参加者が多いほど競争性が高まると言われている。これから考えると、市の指名業者数は少なく競争性が低いのではないと思われる。八尾市では業者格付を「A～D又はA～Eの4ないし5等級に区分している。そのため各等級内の業者数が約20～30者程度であり、1回に10者ずつ参加させると同じようなメンバーの入札になってしまう。これを解消するため、参加業者を現在の数にしている。」とのことである。 しかしながら、より競争性を高めるためには、入札参加業者数を増加させる必要がある。また、入札制度の公平性、透明性を高めるために、現在の指名競争入札ではなく公募型指名競争入札への移行が求められる。 平成16年度秋から一部の契約について公募型指名競争入札を実施しているが、この方法を指名競争入札による契約すべてにおいて取り入れ、資格を有する業者が希望する時に希望する入札に自由に参加することにより、入札参加者を増加させることが必要と考える。 なお、公募型指名競争入札に移行するまでの間、従来の指名競争入札にあっては指名業者数を増加させる(できれば現在の倍以上)ことが求められる。 また、市内業者育成のためとの理由で指名競争入札の参加資格者を市内業者に限定しているが、市外業者にも門戸を広げ、より競争性を高めることが必要と考える。	入札参加者数については、競争性の確保と同時に成果品の質の確保も重要であることから、指名競争入札に関しては施工実績等も勘案したうえで、現在の参加者数としています。 一方、公募型指名競争入札については、平成16年9月から導入しています。 適用範囲は、平成17年4月現在次のとおりであります。 ①土木一式工事、建築一式工事 →予定価格が概ね5千万円以上1億5千万円未満のもの ②設計業務 →予定価格が概ね1千万円以上のもの ③下水道工事推進工法に係る設計業務 →全件 特徴は、入札参加業者数、業者名の事後公表。 条件緩和等による、参加業者数の増加等を盛り込んでいます。 なお、今後も順次、適用範囲の拡大を図っていく予定です。
3	契約検査課	資格基準の見直し	下水道工事の資格基準は、建設業法に定める経営事項審査結果の総合数値により区分している。当該経営事項審査の審査項目は、被審査会社の経営規模や経営状況及び技術力や工事実績に関する事項であり、それらを含めて総合点数を算定している。したがって、下水道工事の工法によっては、資格基準を満たしていてもその工事の技術を持たない業者が存在する。また、工法のほか、管渠の口径・距離・線形・土質等により工事の難易度は異なる。難易度の高さや工事予定価格はある程度相関関係にあるが、必ずしも現在の業者ランク区分の金額と一致するものではない。 現在は、該当資格ランクの中で、その工事の難易度をこなせるであろう者の中から指名をしているとのことである。しかし、指名の透明性を高めるため、さらには公募型指名競争入札を実施するためには、現在の総合数値のみで資格を区分するのではなく、下水道工事の技術力をより重視した基準をもって資格区分を決定し公開する必要があると考える。	指摘のあった名簿の作成については現在検討中です。 ただし、現在も下水道工事の技術力をより重視するため、施工実績等については、慎重に対応しております。

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
4	契約検査課	入札手続の改善	<p>① 電子入札の導入促進 市担当者の説明によると、「平成 16 年度に下水道工事で 2 件の電子入札を実施した。次年度以降は、件数・対象を拡大していく予定。」とのことである。また、今後の具体的スケジュールについては、「業者の電子入札の環境整備がすぐには整わないため、環境整備状況にあわせて拡大していかねばならない。電子入札システムは入力を誤った場合でも変更は出来ないため、業者への研修を徹底する必要がある、実施は慎重に行う必要がある。このため、現時点では、いつまでに全面移行という期限は設けていない。」とのことである。しかしながら、平成 16 年度を目標に電子入札システムの開発を進めてきたものであり、運用においても、完全移行の目標期限を設定し、それに至るまでのスケジュールを立てる必要があると考える。</p> <p>② 入札参加業者の事前公表及び入札関係資料配布方法の改善 現在、指名競争入札において、入札参加業者名は入札日の前に公表されている。また、入札説明会の実施は省略されているが、入札参加業者に対し、場所を指定して短い時間内に関係資料が配布されている。 談合等の不正行為防止の徹底及び競争性向上のために、入札参加業者の公表は事前ではなく入札実施・落札者決定後とするべきであると考え。 事後公表に切り替えた場合、現在の関係資料配布の方法では、結局、参加業者が事前に判明することとなるため入札参加業者事後公表の効果がなくなる。したがって、資料配布方法を、配布期間を数日間とする、ホームページに掲載する、電子メールや郵便で送る等改善が必要である。 また、現在は入札場に一同に会して入札・開札を実施している。市担当者の説明によると、「郵送による入札の導入を検討し要綱の作成準備を進めていたが、電子入札システムの導入が決まったため、郵送による入札の実施は見合わせている」とのことである。しかし、すべての競争入札が電子入札に移行するにはそれなりの期間を要するものと思われ、全面移行までの期間においては、電子入札制度を利用しないものについて郵送による入札を実施することが望まれる。入札参加者が顔を合わせる機会をなくすという点に加え、入札参加者が市役所に足を運ばなくても良いという行政サービス面での優位性があると考え。</p>	<p>電子入札については、国土交通省が、市町村の電子入札全面実施の目安を平成22年度に設定しており、本市もそれを目標に、完全移行に向け、順次対象範囲の拡大を図っています。</p> <p>平成16年9月に公募型指名競争入札を導入した際に、条件付一般競争入札も含めて参加業者名を事後公表としました。 また、電子入札では、積算資料等をシステムからダウンロードできるようにし、業者同士が顔を合わせる機会を排除しました。 その他、談合等の不正行為防止の徹底及び競争性向上のため、現在執行可能な方法については極力導入しております。 ただし、指名競争入札においては、透明性の確保のための情報公開、説明責任という観点から、事前公表としております。</p>

○全体的項目

10. 下水処理に関する計画

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道普及課	下水道に関する全体計画等の見直し①	<p>① 寝屋川南部流域の市街化調整区域(765ha) 平成 15 年度末での下水道整備済面積は 1,831ha で、事業認可面積に対して 69.2%である。市は各計画区域の下水道整備を何年度までに完了するかの具体的期限は示していない。監査人が市担当者に対する施設建設及び財政等についてのヒアリングに基づき平成 18 年度までの予算を推測し、その後は平成 18 年度の管渠築造費予算を継続するものとして計算すると、整備人口普及率 96%(ほぼ市街化区域の人口比率)に達するのが平成 32 年度という結果となった。この試算において、平成 17 年度以降の一般会計から特別会計への繰入金金は、平成 16 年度当初予算の金額以上必要との結果となっている。市の近年の財政状況を勘案すると、一般会計の負担増は難しいのではないかと考え、その場合は、完了年度はさらに延びるものと推測される。そして、都市計画や事業認可のない区域の下水道整備は、さらにその後になるものと思われる。</p> <p>なお、これら市街化調整区域の大部分は雨水が自然流下する地域であるため、大部分の区域を分流式下水道で計画されている。</p> <p>このような状況において、全体計画をこのままとしておくことは、次のような問題点があると考え。</p> <p>1)寝屋川南部流域下水道の建設費負担金の算定基準は全体計画面積であり、計画決定のない部分(765ha)についても建設費負担金の計算の基礎に算入されている。これら区域の下水道利用は相当先になるにも関わらず、そのような遠い将来の費用を現在払い続けていることは経済合理性に欠けると考える。</p> <p>2)下水道計画があるため、区域内住民は近い将来に下水道整備がされることを期待する。そのため、合併処理浄化槽の設置意欲が後退し、水洗化が進まないのではないかと考える。</p> <p>これら事情を勘案すると、当該区域を流域下水道事業の全体計画区域から除外することを検討してはどうかと考える。その場合、大阪府が実施している流域下水道幹線管渠の整備の方が八尾市の管渠整備よりも進んでいる状況を考慮して、寝屋川南部流域下水道を利用している他市と十分に協議することが必要であると考え。</p>	<p>寝屋川流域は市域界に関係なく、市街地が連担する流域であることから、それぞれ単独に処理場を建設し下水処理するよりも、広域的に下水道を整備し下水処理した方が有利であるとの判断から、流域下水道事業で下水道の整備を進めています。本市の市街化調整区域は、既に市街地を形成し、将来は市街化区域に編入されるべき区域と考えられ、地形的にも市街化区域と一体的に整備を図るべきであると考えております。ただ、下水道事業は、都市計画事業という性格上、市街化区域を優先すべきであり、現段階では市街化調整区域の整備は控えるべきと判断していますが、市街化区域整備に一定の見通しがたった段階で、市街化調整区域について事業認可を受け、計画的に下水道整備を進めていきたいと考えております。</p>

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
2	下水道普及課	下水道に関する全体計画等の見直し②	<p>② 大和川下流流域の区域(西部流域 4ha、東部流域 1ha) 大和川下流流域関連公共下水道の計画区域は、昭和 48 年度の市の下水道計画区域拡大時に下水道計画区域に組入れられ現在に至っているものである。大和川以南のこれら区域は市街化区域であるが、大和川以北の市街化区域が事業認可を受けているのに対して、当該区域は、計画決定はしているものの事業認可は受けていない。 当該区域には住戸がなく居住者はいない。大和川下流流域において下水道計画があることにより、八尾市は当該流域下水道事業の建設費及び維持管理費の一部を負担し続けている。これら事情を勘案すると、当該区域を流域下水道事業の全体計画区域から除外し、汚水処理について他の方法を検討してはどうかと考える。</p>	<p>大和川流域の区域においても、流域下水道事業として整備することが、単独公共下水道事業として、単独で処理場を建設し下水処理するよりも有利と現時点では判断しておりますが、他の方法についても研究してまいりたいと考えております。</p>
3	環境総務課 下水道総務課	八尾市全域の汚水処理の推進	<p>下水道計画外の区域については、当然、他の施設(合併処理浄化槽等)によって汚水の処理がされなければならない。しかしながら、下水道整備は市が行うべきものであるが、合併処理浄化槽は利用者自身が設置すべきものであるため、市は合併処理浄化槽の期限を定めた整備目標を持っていない。 平成 15 年度末現在で、行政人口のうち、非水洗化・生活雑排水未処理(くみ取り)人口は 41 千人(行政人口の約 15%)、便所水洗化で生活雑排水未処理(単独処理浄化槽)人口は 61 千人(行政人口の約 22%)、両者を併せると生活雑排水未処理人口は約 37%と高い割合となっている。これを流域別に見ると、恩智川流域(市街化調整区域を包含する市の東に位置する下水道未整備区域)が 46 千人(くみ取り人口 19 千人、単独処理浄化槽人口 27 千人)(地域内人口 61 千人の約 74%)と最も高い。 公共用水域の水質保全及び生活環境改善のためには、生活雑排水の処理化を推進することが求められる。 ① 下水道整備計画区域内において、将来 3 カ年のみ具体的な整備箇所を公表しているが、市民への情報公開が求められている時代の流れの中で、より踏み込んだ整備時期を市民に示すことが望ましい。さらに、下水道整備が後順位となる地域の住民に対して、合併処理浄化槽設置等の判断に資するため、各区域の整備目標年度を示すことが望まれる。 例えば、国からの建設補助金が市の要望どおりに交付されることを前提条件としたうえで、「平成 20 年度までの整備予定区域」、「平成 25 年度までの整備予定区域」など一定期間内の整備予定区域の公表を行うことが考えられる。 ② 合併処理浄化槽の設置促進及び下水道供用開始後の下水道への切り替え促進のために、下水道供用時点で合併処理浄化槽設置年数が浅い者に対しては、別途補助金制度を創設する、その他助成制度を設ける等の検討を提案する。 ③ 市は、河川の水質基準値の改善目標値を設定し合併処理浄化槽の普及啓発事業を実施しているが、さらに、下水道整備計画区域外については、市として合併処理浄化槽 100%設置目標年度を設定したうえで、普及啓発事業をより積極的に実施することが望ましい。</p>	<p>① 現在、実施3カ年整備計画及び当該年度整備予定箇所(発注計画)を情報公開コーナー、八尾市ホームページ等で情報を公開していますが、3年以上の具体的な整備計画の公表となると、不確定な要素が多いことから、公表については、より慎重になる必要があると考えております。 (下水道普及課)</p> <p>② 本市の生活排水処理計画は下水道を基本とすることから、合併処理浄化槽設置の促進のための助成制度はなじまないと考えております。また、下水道接続時の助成金制度創設案については、現行の水洗便所改造資金補助金交付との関係や切り替え工事費用とのバランス等から慎重に検討することが必要と考えます。 (下水道普及課)</p> <p>②③ 市は、長期的に下水道の普及が見込まれない地域について、河川の水質改善を目的に、下水道整備までの暫定対策として、平成9年度から合併処理浄化槽の設置補助制度を図ってきましたが、平成12年度の浄化槽法の改正に伴い、以降は単独処理浄化槽の設置ができなくなり合併処理浄化槽設置のみが義務づけられるようになりました。なお補助制度も一定の成果のもと役割を終えたものと考え、今後は、合併処理浄化槽の普及啓発及び適正管理指導に努めてまいります。 (環境総務課)</p>

11. 公共下水道事業特別会計の財政及び地方債

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H17.7.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	財政を考慮した下水道計画の見直し	<p>平成 22 年度までに下水道の普及率を 85%にするという目標の達成に必要な投資額(管渠築造費)を試算すると、平成 19 年度以降に総額で 418 億円となる。</p> <p>平成 22 年度においては一般会計から下水道特別会計への繰入金は年間約 69 億円が必要と推測され、平成 15 年度の実績約 56 億円から約 12 億円の増加となる。公債費については平成 22 年度以降も増加を続け、平成 30 年度まで増加は続く予測される。</p> <p>八尾市の平成 15 年度の一般会計歳出額は 861 億円、土木費歳出額は 118 億円であり、一般会計から下水道特別会計への繰入金はこの土木費からなされている。現在の一般会計及び土木費の規模から考察するに、年間約 69 億円規模で下水道特別会計への繰入を行うことは困難と思われ、市の財政に与える影響は極めて大きいといえる。</p> <p>下水道普及のために生じる財政的な負担に市がどの程度まで対応できるのかについて再度検討を行い、下水道の整備計画について財政面でも実行可能なものに見直す必要がある。</p> <p>現在も下水道部内部では独自に長期的な下水道整備計画は作成されているようであるが、財政的側面からの検討が十分でなく、また市全体で合意されている予測ではないとのことである。下水道部、財政課をはじめ、市として財政を考慮した上で計画をたて、かつ適時に見直す体制を作る必要がある。</p>	<p>今日の厳しい財政状況の下で、公共下水道事業としても、これからの国の行財政改革等の動向並びに本市の財政健全化方針の趣旨等も考慮し、市全体の取組みの中で、財政当局との十分な調整のもと、一定の事業抑制も視野に入れ、事業の推進並びに運営を図っていかなければならないと考えております。</p>